

令和4年度（2022年度）第5回

北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：2022年8月31日（水）午後1時30分開会
場 所：北海道第二水産ビル 4階 4F会議室

1. 開 会

○事務局（石井課長補佐） 接続に不手際等がございまして定刻を過ぎてしまい、申し訳
ございません。ただ今より令和4年度第5回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、本日は、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

進行は、私、石井が務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、委員総数15名中、会場出席が露崎会長と白木委員、オンラインでの出席が8
名で、今、接続トラブルにより奈良委員とは調整中ですが、合わせて10名の委員の方の
ご出席をいただいておりますので、北海道環境影響評価条例第59条第2項の規定により、
審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（石井課長補佐） それでは、会議に先立ち、環境政策課長の阿部よりご挨拶を
申し上げます。

○阿部環境政策課長 それでは、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日も何かとお忙しい中をご出席いただきまして、誠に
ありがとうございます。

本日の案件については、ご案内のとおり、風力発電所に関する6件となっております。

皆様も既にご承知のとおり、再生可能エネルギーの導入につきましては、地球環境問題
への対応のためという従来の事業開発とは異なる側面を持っておりまして、開発を行わな
いという選択ができない難しさがあると言われております。

しかしながら、環境影響の程度は立地の特性による部分が大きいという風力発電所の特
性を踏まえますと、地域における適正な環境配慮と地元自治体や住民の皆様の理解を得る
ことにおいて、事業者の方々はより丁寧な対応が、また、私ども環境アセス担当もより慎
重な審査が求められると考えているところでございます。

このため、委員の皆様のご理解とご協力をいただきながら、引き続き、道として適切に
対応してまいりますので、本日もご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

◎連絡事項

○事務局（石井課長補佐） 次に、審議会の運営についてです。

本日もオンラインを併用する対面形式での開催としておりますが、新型コロナウイルス
感染症が再び拡大しておりますので、感染防止等に配慮した形で開催してまいります。

それでは、資料について確認いたします。

なお、オンラインで参加の委員の皆様には事前にお送りしております。

資料は、会議次第、委員名簿のほか、資料1-1と資料1-2、資料2-1から資料2
-4、資料3-1から資料3-4、資料4-1から資料4-4、資料5-1から資料5-
4、資料6-1から資料6-4となっております。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は6件で、そのうち答申が5件となっております。

議事（1）は、1回目の審議となります（仮称）戸井風力発電事業計画段階環境配慮書について、株式会社ユーラスエナジーホールディングスの事業です。事務局からの事業概要の説明、主な1次質問とその事業者回答の報告、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、30分程度を予定しております。

議事（2）と議事（3）は、いずれも本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）今金風力発電事業計画段階環境配慮書についてと（仮称）せたな太櫓ウインドファーム事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、それぞれ30分程度を予定しております。

議事（4）から議事（6）は、いずれも関西電力株式会社による事業の配慮書について、本日が2回目の審議となり、答申を予定しております。

事業名は、議事（4）から順に、（仮称）小樽・赤井川ウインドファーム事業、（仮称）古平・仁木・余市ウインドファーム事業、（仮称）夕張ウインドファーム事業です。

事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明、その後に行う皆様の審議の時間と合わせ、それぞれ30分程度を予定しております。

なお、先月ご審議いただきました同じく関西電力の（仮称）伊達・千歳ウインドファーム事業につきましては、本日の議題に入っておりませんが、既に皆様に報告しておりますとおり、事業者により廃止の手続きが取られたことから諮問を取り下げております。

それでは、これからの議事進行は露崎会長にお願いいたします。

3. 議 事

○露崎会長 それでは、これより議事（1）に入ります。

本日が1回目の審議となります（仮称）戸井風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から事業概要等の説明及び主な1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 事務局の道場です。よろしくお願いいたします。

それでは、議事（1）の戸井風力発電事業の説明に入ります。

関係資料として、クリーム色の戸井風力発電事業と書いている配慮書と資料1-1及び資料1-2をご用意ください。

事業者は、株式会社ユーラスエナジーホールディングスでありまして、本審議会には7月21日付で諮問をさせていただいております。縦覧期間は7月20日から8月19日まで、一般意見の募集も同じく8月19日までであり、知事意見は、事業者から10月18日を期限として求められております。

それでは、事業の概要について説明していきます。

図書の4ページをご覧ください。

本事業は、単機出力が最大4,000キロワットから5,000キロワット程度の風車を最大30基から37基程度設置するもので、総出力は16万キロワット程度を想定しております。

次に、区域について、図書をめくっていただき、6ページをご覧ください。

図内の中央の赤線で囲まれた箇所が事業実施想定区域になりまして、絞り込み状況は9ページのフローに従っております。

本事業に関係する市町村は、函館市のみとなっております。

また、事業実施想定区域とその周辺の状況については、7ページと資料1-2の1ページの写真を追加でいただいておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

次に、図書をめくっていただき、27ページをご覧ください。

こちらは、主要な機材の輸送路についてです。

函館港から国道や道道を通り、事業実施想定区域の北部の道道41号線を経由して輸送する予定となっております。区域の北部の赤い破線で書かれているところは、拡幅の可能性があるということです。区域内の移動は、道道970号線を経由し、既設林道を使用する計画となっております。

次に、周囲における他事業の概要についてです。

七飯町と北斗市の間において、きじひき山風力発電事業が手続中となりますが、今回の事業区域から40キロメートル程度離れておりまして、図郭外となっております。

次に、事業実施想定区域とその周囲の概況について説明していきます。

まず、動物について、73ページをご覧ください。

こちらには環境省のEADASのセンシティブティマップが載っておりまして、これを見ますと、事業実施想定区域の一部がノスリの春と秋の渡りの集結地として注意喚起レベルBとなっているほか、コハクチョウとマガンが区域の東側を通過することが分かります。

次に、植物について、80ページをご覧ください。

こちらは植生自然度の図になりますが、区域の西部の黄緑色の部分は自然度8の植生であり、中央から東部にかけては自然度6と9が混在している状況です。

また、88ページをご覧ください。

こちらは重要な植物群落等の分布状況でありまして、区域の中心部の5番と書いた黄色い丸のところには、巨樹、巨木林であるミズナラが存在していることが分かります。

次に、94ページをご覧ください。

こちらは重要な自然環境のまとまりの場の図ですが、区域周辺にIBA、KBAの区域がありまして、隣の95ページを見ますと、区域の大部分が保安林となっていることが分かります。また、北部にある青い小さな範囲は、特定植物群落である恵山町のブナ林となっております。区域内ではないものの、隣接しているという状況です。

次に、景観について、ページが飛びまして、258ページをご覧ください。

こちらは主要な眺望点の状況についての図ですが、区域周辺の青丸で書かれている20地点が主要な眺望点として挙げられておりました、ピンク色の部分が地形条件を踏まえた風力発電機の可視領域となっております。

ページが戻りまして、188ページをご覧ください。

こちらは土砂災害等の危険箇所の指定状況でありまして、区域の南部を中心に砂防指定地や土石流危険渓流の区域が若干含まれていることが分かります。

概要については以上になります。

次に、205ページをご覧ください。

こちらは、計画段階配慮事項の選定の表です。項目として、騒音、風車の影、陸域の動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場が選定されておりますので、順に紹介していきます。

まず、騒音について、213ページをご覧ください。

こちらは事業実施想定区域から配慮が特に必要な施設までの最短距離を整理した図ですが、住居とは500メートル、学校とは1.3キロメートル、医療機関とは1.1キロメートル、福祉施設等とは1.5キロメートルの離隔距離があることが示されておりました、事業実施想定区域の周辺には結構な数の施設が含まれております。

216ページには評価結果がございますが、区域の端部から最も近い住居までの距離が500メートルであり、影響を受ける可能性があるという評価をする一方、風力発電機からの距離ではないということと、当該区域は広めに設定していることから、方法書以降の区域の絞り込みにより、影響を回避、低減できる余地があるとしているほか、方法書手続で施設からの距離に留意した機種及び配置の検討と風力発電機の選定状況に応じたパワーレベルを設定した上で予測や計算をし、騒音影響の程度を把握して、必要に応じて環境保全措置を検討することにより、重大な影響を回避、低減できる可能性が高いとしております。

また、風車の影についても、騒音とほぼ同様の評価を行っております。

次に、動物について、268ページで説明させていただきます。

表になってはいますが、海域、水辺等を主な生息環境とする鳥類や淡水域に生息する魚類については、重大な影響はないと評価する一方、それ以外の種については、事業に伴う生息環境の一部改変により重大な影響を受ける可能性がある、また、飛翔性のある動物については、風力発電機への接触等の重大な影響を受ける可能性があるとしております。

次に、植物と生態系についてです。

植物は、先ほどご紹介したとおり、巨樹、巨木林であるミズナラや海浜及び水域に主に生息する種を除く重要な植物が事業に伴う環境の一部改変により影響を受ける可能性があるという評価をしておりまして、生態系は、自然林及び保安林が風力発電機の稼働により影響を受ける可能性があるという評価をしております。

動植物と生態系のいずれも、本ページの右の表にある事項に留意することによりまして、重大な環境影響を回避または低減できる可能性が高いとしております。

次に、景観について、ページが戻りまして、257ページをご覧ください。

まず、景観資源については、こちらの図にあるとおり、区域外に位置しております。次の258ページには先ほど説明した可視領域が、また、その次の260ページには詳細が書かれているのですが、重大な影響はほとんどないとする一方で、釜谷漁港については、眺望対象に風力発電機が介在する可能性があるため、重大な環境影響が生じる可能性があるとしています。

これについては、釜谷漁港からちょうど北西部分にある釜谷富士という山が眺望対象となっております。こちらにも騒音等の評価と同様に、風力発電機からの距離ではないこと、当該区域は広めに設定していることから、方法書以降では、区域の絞り込みによって影響を回避、低減できる余地があるほか、方法書手続以降において、眺望景観の状況や方向、利用状況を踏まえた事業計画とすることと、フォトモンタージュによる影響予測や環境融和塗色等の措置を必要に応じて行うことにより、環境影響を回避、低減できる余地があるとしております。

最後に、人と自然との触れ合いの活動の場について、265ページをご覧ください。

こちらの図に示されているとおりですが、いずれも事業実施想定区域外に位置していることから、地形改変及び施設の存在による重大な環境影響はないと評価しております。

図書を使っての事業概要の説明は以上といたします。

次に、1次質問と回答について紹介していきます。

資料1-1を用いて説明いたしますので、そちらをご覧ください。

まず、1ページ目の質問番号1-4及び質問番号1-5をご覧ください。

こちらは、図書の全体について、誤字等の不正確な内容についての認識を伺っております。これに対して、事業者からは、情報共有に努めているものの、まだ周知が不足していること、チェック体制が不十分であることが考えられるので、より一層の情報共有やミスの防止、チェック体制の強化に取り組むとのこと。この事業者は、結構いろいろな事業を出しているので、改めて聞いてみたということです。

次に、3ページ目の質問番号3-5をご覧ください。

今回の図書では底生生物を調査対象としていなかったもので、その理由を伺ってみました。これに対して、事業者からは、アセス省令における重要な種及び注目すべき生息地、調査すべき情報として、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫に関する動物相の状況と記載されていることから、それに加えて、経産省との事前協議において指摘のあった魚類を調査対象としたとのこと。

次に、同じページの質問番号3-10をご覧ください。

こちらは、事業者が過去にこの地域で風力発電事業を計画していた際に、鳥類の関係者と渡り鳥に関する検討会を開催しておりまして、そこで得られた知見や情報が少なくとも外部から認識できる形では明記されていないのではないかと質問しました。これに対して、事業者からは、かつての検討地域は、本事業の事業実施想定区域とはかぶっておらず、も

つと南の汐首岬方面へおよそ1キロメートルくらい海側で、面積が30分の1以下であり、計画範囲が今回と異なることと、調査範囲が異なる情報を示すことで、過去の事業との関連性を想起させるなどの様々な誤解が生じる可能性を懸念したため、本図書には掲載しなかったとのことです。

次に、6ページ目の質問番号4-2をご覧ください。

騒音について、予測の手法において戸数を整理する範囲を事業実施想定区域から外側2キロメートルとしています。本事業で採用する発電機の出力が影響評価のポイントと参考事例の作成当時よりも大型になっていることを踏まえると、2キロメートルの範囲を騒音による影響が生じる範囲として問題ないのかを質問しました。これに対して、事業者からは、日本風力発電協会の資料によれば、技術開発により低騒音化が進展し、4メガクラスの風車は、既存の3メガ以下のクラスと発生騒音が同程度であることから、従来の安全側の2キロメートルの範囲を影響範囲として設定したとのことです。

最後に、7ページ目の質問番号4-7をご覧ください。

まず、①では、図書において専門家の意見聴取日が約2年前となっていることについて聞きました。これに対して、事業者からは、当該地域に普遍的な動植物の生息・生育情報については把握できたと考えているが、ご指摘のとおり、方法書以降の手續においても、引き続き、有識者から地域の最新の情報を得よう努めるとのことです。

また、②では、専門家ヒアリングについて、複数の環境要素や分類群について行うことが地域の情報の取得のために望ましいと考えることから、それを踏まえ、哺乳類、鳥類、植物のみとした理由について聞きました。これに対して、事業者からは、配慮書の段階では発電機の配置等が決まっていないことから、一般に風力発電事業による影響が大きいとされているコウモリ類や鳥類、植物についてヒアリングを行いました。方法書以降の手續において、必要に応じ、その他の項目についてもヒアリングを行うよう検討しているとのことです。

簡単ですが、1次質問とその回答についての説明は以上とさせていただきます。

なお、本件については、2次質問まで行い、次回、答申文（案）たたき台の審議をお願いしたいと考えております。委員の皆様には、またご質問がございましたら、審議の後にメール等でご意見をいただけると幸いです。詳細期限についても会議の後に改めてメールにてご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から質問や意見等をお願いいたします。質問のある方は、カメラをオンにするか、ミュートを切って直接マイクに話しかけてください。

○白木委員 鳥に関する質問が二つほどあります。

一つは、最近、同じことを申し上げているのですが、鳥類への影響を検討する場合に、生息地ごとにどの種が当てはまるかという分類をされていますよね。例えば、232ペー

ジには、森林、草地、水域、水辺に生息するものが何種いるかということが書かれていて、それに対する影響評価の結果が268ページに挙げられています。例えば、水辺に生息する24種については、水辺の改変はしないので大きな影響はないと評価するとあり、232ページに戻りますと、水辺、水域とされているものの中に、ガン類やオジロワシ、ハヤブサなどが入っておりますが、これらの生き物は、別に水辺だけに生息するわけではないのです。例えば、オジロワシやミサゴは、林で営巣をしますし、泊まり場もそうしたところに設けます。また、こういった鳥は、渡りのときはブレード範囲と呼ばれる辺りを比較的飛行しますので、生息環境で分ける場合には、複数の生息地を使っている鳥類がたくさんいるということ踏まえて、複数の生息環境の中に入れて再評価をすべきだと考えるのですが、いかがでしょうか。

○事務局（道場主任） こちらについては、資料1-1の7ページの質問番号4-9において事務局から質問をしております。今おっしゃっていただいたようなことも、ちゃんと確認しているのか、どうしてそうしたのかの理由を伺ったところです。事業者からは、配慮書段階では種ごとの生態特性を考慮した予測は行っていない、検討内容については現地調査の結果を基に予測、評価を行っていく、また、生息環境についても方法書以降で修正させていただきますとの回答をいただいております。

○事務局（石井課長補佐） そのことについて参考までに一言付け加えますと、同じく資料1-1の1ページ目の質問番号1-5において、方法書以降で修正との回答が多くあることについて、事業者の姿勢を伺っております。

○白木委員 ここは、かつて近くに事業計画があり、平成18年か19年に検討会等をやられている場所なのですが、そのときに、例えば、野鳥の会の独自のデータや、今回の事業者のユーラスエナジーの調査結果、また、合同で調査された結果が出されていたと思います。そして、そのことについて質問をしたところ、1キロメートル離れた場所であり、事業計画地が小さいので、そのときのデータは資料としては不適切であるといった回答があったと思うのですが、その意味があまりよく理解できませんでした。

汐首岬は、非常にたくさんの渡り鳥が通るところでして、そのときの結果としても、多種がここを利用して飛行しているという飛行経路図なんかがたくさん出ていたと思います。基本的には、前の計画の汐首岬から1キロメートル離れていても、渡り鳥は半島から入ってきてトレースがずっと続いていくわけですし、非常に有効利用できるのではないかなと思いますので、その理由がよく解し切れなかったのです。

その後野鳥の会の檜山支部の方々と話をされたということですが、例えば、檜山支部の方々から、そのデータを評価に使うことに関して、出さないようにといますか、そういった経緯があるのでしょうか。そうではなく、むしろ使うことに対して賛同しているのであれば、やはりこういうところで使っていきべきではないかと私は思うので、その点についても一度確認をしていただければと思います。

○事務局（道場主任） 今いただいたことは、2次質問において追加で突っ込んでみよう

かなと思いますので、質問内容について意見交換をさせていただければと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。

○露崎会長 そのほかにご覧いませんか。オンラインの方は、先ほども言いましたとおり、ミュートをオフにしてご発言をお願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 昆虫の専門の大原委員にお伺いしたいのですが、今、白木委員から渡り鳥の重要な場所であるというお話がございました。ここ汐首岬は、本州の大間岬との距離が一番短いところだと思いますし、チョウのアサギマダラの渡りが記録されているということもあります。ただ、渡りのルートとして使っている昆虫がどの程度いるのかというのは、我々もあまり把握していないのですね。ここは昆虫の渡りにとって重要な場所なのでしょうか。もし知見などがあればお知らせいただければと思います。

○大原委員 私もあまり詳しくないのですが、アサギマダラやトンボの数種は渡りをする昆虫ですので、本州から海を渡ってきた場合には、あの辺りを通るのは間違いないと思います。定期的な調査がどれだけされているかは分かりませんが、かなり重要な地域ではないかと思っています。依頼を受けた後、調べていなくて申し訳ありませんでした。

また、今の昆虫に関してですが、資料にあるリストには、やはり北海道で準備されたデータベースから取っている文献の種がかなり多いのですね。例えば、甲虫やガは、ほとんど北海道のデータベースから出来上がっていきまして、文献に直接当たっていないことから種名しか出てきていないので、文献から細かい情報を十分に調べられていないのではないかと思います。先ほどの渡りの件も、アサギマダラという1行だけではほとんど分からないと思うので、データベースをつかった元の文献に当たるといった作業をしていただかないと、実際の様相が分からないのではないかと思います。リストを見ていました。

○事務局（石井課長補佐） 鳥については、資料1-1の3ページの質問番号3-7や質問番号3-8で、エトロフウミスズメやミユビゲラなど、この地域では割と突飛な種が記載されていることについて、どういうことなのかを聞いてみたのですが、その結果、ここにこういう記載があったという回答があったので、少なくとも鳥については全く調べていないわけではなさそうだったということです。ただ、昆虫については、そこまでチェックしておりませんでした。

○露崎会長 そのほかを確認したいことや、ご意見、ご質問等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかに質問や意見等がないようですので、本議事につきましては審議を終了いたします。

それでは、これより議事（2）に入ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しています（仮称）今金風力発電事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

前回は件数が多かったということもありますので、まずは、事業の概要について大まかに振り返ってまいりたいと思います。

黄色の図書の22ページ、23ページをご覧ください。

まず、22ページの図についてです。この図が本来表しているのは輸送ルートなのですが、今ご覧いただきたいのは、赤色で囲まれた区域です。ここが事業実施想定区域でありまして、今金町、八雲町、せたな町の3町が関係町となります。

そして、23ページに記載のとおり、発電所の最大出力は31万1,100キロワットで、単機出力が4,200キロワットから6,100キロワット程度の風力発電機を最大で51基設置する計画であるとのこと。

次に、ページが飛びまして、106ページ、107ページをご覧くださいますと、重要な自然環境のまとまりの場の状況がまとめられておりまして、保安林や自然度の高い植生が区域内に存在していることが分かります。

次に、222ページ、223ページをご覧ください。

こちらには周辺の住居等の状況が示されておりまして、事業実施想定区域内に12軒の住宅等が存在するとされております。

振り返りは以上といたしまして、関係資料の説明に入らせていただきます。

関係資料は、資料2-1から資料2-4までとなります。

まず、資料2-1を用いまして、本事業に係る2次質問とその事業者回答について、主な質問とその回答を計4点ほどご説明いたします。

なお、資料2-2は、資料2-1の補足資料となりますが、今回の説明には用いせんので、各自ご参照いただきますようお願いいたします。

まず、資料2-1の2ページの質問番号2-3をご覧ください。

自然度の高い植生や保安林についても代替性のない群落があることから、それらをどのように見極めるのかを質問しました。これに対して、事業者からは、自然度の高い植生については、現地調査により範囲を把握し、可能な限り回避に努める、保安林については、関係機関との協議も踏まえて対応を検討するとのこと。

次に、5ページの質問番号3-8をご覧ください。

区域内にある住居については、今後改変する可能性のある範囲を包含するように広く設定しており、今後、十分な距離を取って配置計画を策定するとの1次質問への回答に対しまして、十分な距離とはどの程度かを十分とする理由も含めて質問しました。これに対して、事業者からは、指針等にのっとり十分な距離を検討する、具体的な距離は、現地調査結果を踏まえた算出を行う方法書以降の段階で示すとのこと。

次に、7ページの質問番号4-1及び1枚めくった8ページの質問番号4-4を併せてご覧ください。

こちらは、前回の審議会で高橋委員からいただいた超低周波音の選定と風力発電機のパ

ワーレベルに関する質問でございます。これに対して、事業者からは、不安や懸念の内容に応じて真摯に対応すること、また、パワーレベルに関しては、現在検討しているものの中で最も影響が大きくなる数値であるとのこと。

最後に、9ページの質問4-10をご覧ください。

評価結果に至る経緯について、定量的な説明を求めた1次質問への回答に対し、改変面積を縮減するのはどこか、また、それはどの程度かを改めて聞くとともに、保全措置を検討することが保全措置の実施そのもののように読めるけれども、実施する用意はあるのかという質問をしております。これに対して、事業者からは、重要な種の生息環境のうち、事業実施想定区域と重複している河原や水田、樹林等が対象であり、縮減の程度については、計画がまだ定まっていないため、示すことは難しいが、検討した環境保全措置は確実に実行するとのこと。

以上で資料2-1の説明は終了いたします。

次に、資料2-3の関係町長意見をご紹介します。

まず、今金町長からは、住居への騒音等の影響を最大限回避、低減すること、及びヒグマや鹿の行動域等の変化による作物被害への懸念に関する意見がありました。

次に、八雲町長からは、周辺農用地に支障を及ぼすことがないようにすること、周辺の魚類への影響について十分検討すること、水源及び地下水脈に影響を及ぼさないよう最大限配慮するとともに、その検討経緯を準備書に記載すること、希少猛禽類や、その他、希少な野生動植物に対する十分な調査を実施すること、気象レーダーへの影響を調査すること、及び地域住民の合意を得ることという意見がありました。

最後に、せたな町長からは、おおむね妥当であるとして特段の意見は提出されませんでした。

次に、資料2-4の答申文（案）たたき台の説明に入らせていただきます。

たたき台については、最近のほかの風力発電事業の配慮書への答申をベースとしながら、審議過程や町長意見などを勘案して作成しております。

それでは、順に説明をまいります。

まず、前書きについては、従来と同様に、1段落目には事業の特性を、2段落目には地域の特性をまとめておまして、3段落目ではそれらを踏まえて的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項についてご説明いたします。

(1)も従来と同様でして、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や複数の専門家から助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載しています。

次に、(2)について、最近の事業では、大抵、区域の絞り込みについて、区域の設定の検討過程の説明が分かりにくいことから、方法書では分かりやすく記載することを求める意見を付していたのですが、本事業は、前回のせたな松岡に引き続き、区域の検討過程

や設定理由が理解できる程度には説明されていることから、今回は省略しています。これにより、繰り上がるような形で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求める意見としております。

(3) では、従来どおり、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明を求めています。

(4) は、インターネットを使った利便性の向上に関する意見です。本事業はダウンロードや印刷が可能とされていたため、一定の配慮が行われている旨を記載しつつ、さらなる利便性の向上を求める意見となっております。

(5) については、八雲町長の意見の中でゾーニングについて触れられていましたように、八雲町では、平成28年度から29年度にかけて、環境省の委託を受けて風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業を実施しておりまして、その中でゾーニングマップを作成しております。マップの中には要調整区域等も記載されておりますことから、町長意見を踏まえまして、調整を図るように言及しています。

次に、2の個別的事項について、(1) から順にご説明いたします。

(1) は、騒音及び風車の影についてです。

意見の大まかな形は従来と同様ですが、区域内に住居が存在していることから、特に区域の中央付近に存在する住居は、複数の風車からの影響を受けるおそれがある旨を追加で言及しております。

(2) は、動物についてです。

意見の形式としては従来と同様でありまして、アでは、文献やヒアリングにより希少な鳥類やコウモリ類の生息情報があること、また、区域周辺には、センシティブティマップでオジロワシなどの分布情報及びウミワシ類の集団飛来地の情報があることに触れまして、それらへの影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イでは、動物相について、専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めています。

(3) は、植物及び生態系についてです。

こちら意見の形式としては従来と同様でありまして、アでは、区域内に植生自然度の高いチシマザサブナ群団や保安林、また鳥獣保護区といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより影響を回避または低減することを求めています。

イの植物相、ウの生態系については、それぞれ、専門家等からの助言を得ながら的確に把握もしくは重要種の選定をした上で、生息地、生育地の改変を避けることにより影響を回避、低減することを求めています。

最後に、(4) は景観についてです。

現時点で選定されている眺望点からはある程度距離が離れておりまして、垂直見込み角が最大で1.3度となっているため、今回、個別の眺望点からの影響については言及せず、

地域住民が日常生活上なれ親しんでいる場所を含め、ほかに追加すべき眺望点がないかを改めて検討することを求めています。

資料の説明については以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いします。たたき台でもQ&Aでも図書の中でも結構です。

○**高橋委員** 超低周波音についてです。

まず、2次質問への回答のところに真摯に対応いたしますと書いてあるのですが、申し訳ないですけれども、真摯な対応とは何を言っているのかが分かりません。また、その前段にあります超低周波音の影響をダイレクトに受ける住民というのは、誰がどのように決めるのでしょうか。その内容がよく分からないので、この2次質問だけで答申をつくることになると、この部分について踏み込んで答申の中に入れてもらえないのかなと考えているのですが、事務局はこの辺についてどのようにお考えでしょうか。

○**事務局（菅原主任）** 超低周波音に関しましては、Q&A等では、どういうふうに住民等の不安に対応するのか、参考項目として扱わないのか等のやり取りはするのですが、国においては、配慮事項の中に含めなくていいと書いてあるわけではないものの、外した上で含めてもいいという言い方をされていて、知事意見では言及しないこととなっているものですから、今回、答申文（案）の中には含めていないということです。

○**高橋委員** これでは回答になっていないと思うのですよ。2次質問の段階でしっかりとした回答をいただけずに、この回答だけで、はい、いいですよということであれば、その分野を見ている者としては、何のために私がいるのかがよく分からないということです。

また、答申についても、それは重々分かっているのです。ただ、それを言い出すと、住民との合意形成というのも別に項目に入っているわけではないですよ。そこに何となくニュアンスとしてこういうことを入れ込むこともできるのではないかなと私は考えましたので、そのような意見を言わせていただいたままで、いかがでしょうか。

○**露崎会長** 高橋委員としては、答申文に今の意見を盛り込むことは可能であるとお考えになっているということですよ。

○**高橋委員** 要は、今まで回答していただいていることは、極端なことを言えば、説明だけでも真摯な対応と言えないこともないわけですよ。そうではなく、超低周波音について、実際につくるに当たってどれぐらいの影響があるのかというのを最低限検討した上で、それを項目に選ぶ選ばないはまた別の判断だと思いますけれども、最低限、超低周波音についても検討しますよということが分かる文面で回答をもらいたいということです。それがこの回答では得られていないと思いますし、それであれば、総括的事項の相互理解の中に、住民が不安に思っていることについては云々というような書きぶりを書けないことはないのではないかなと思ったところがございます。

○**露崎会長** 住民の不安の中に超低周波音も含まれるというニュアンスで答申文（案）に

書き込むことは可能だということですか。

○高橋委員 逆に、そこに書き込むとなると、超低周波音ということは言えなくなるので、要するに、全般として、例えば、住民が不安に思う項目についてはという書きぶりを入れざるを得ないのだろうと思います。そうするともっと広い意味になってしまって、逆に業者にとっては非常に困る一文ではないかと思うので、できるだけ入れたくはないと思うのですが、2次回答の中を見ても超低周波音についてどこまでちゃんとやっていただけたのかという確証が得られないのですよ。入れる入れないは事務局で考えて決定していただければいいと思いますが、私は今言ったような意見を持っているということを理解していただければと思います。

○露崎会長 それは貴重な意見だと思いますので、今のような書き方で事務局でたたき台をつくり直すことは可能ですよね。

○事務局（菅原主任） 今、高橋委員からあったご指摘は、総括的事項の（3）に住民が不安に思う項目が残されているのだというのをある意味示唆するような形で文言を追加できないかということによろしいでしょうか。

○高橋委員 超低周波音は基本的に外すことになっているので、それについて言及できないというのは最初から分かっていることです。そうではなく、要するに、もっと広がってしまうのですけれども、多分、そう書けば何のことを言っているのかが大体分かると思うので、そういった形で入れてもらえないのかということですか。

○事務局（菅原主任） 総括的事項の（3）ではなく、騒音及び風車の影ですか。

○高橋委員 騒音に入れるとなると本当に項目が絞られますよね。要するに、国として項目から外して、書きにくいと思いますので、総括的事項の（3）の相互理解のところに入れたらどうかと言っているのです。

○事務局（石井課長補佐） 委員にもご理解をいただいているとおり、超低周波音については直接言えないことから、そこについて問題視しているというこちらの意思が伝わるよう、いろいろな工夫をしながらこれまで対応してきているところでございます。

また、今回、事業者の対応がこれまでとどう違うのかをほかの事業と比較した上で、どのような文言として入れるのかを改めて検討したいと思います。

○高橋委員 私も全てが全てそういった形で対応できているかどうかは分かりませんが、要するに、次の方法書以降の段階で項目に選ぶかどうかを含めて検討しますという回答になっていけば、こちらとしてもそれ以上突っ込むつもりはありません。また、業者として、超低周波音の発生がどれぐらいあって、どういう影響があるのかを調べた上で、項目に選ぶ選ばないという判断をしているのだということが分かるような回答になっていけば、今回も問題はなかったのです。その前のものも選ぶことを考えていると一応書いてあるので、そういうのは全く問題ないのですが、この2次回答だけを読むと、検討するのかわからないのがよく分からないのですよ。極端なことを言えば、今、事務局が説明されたように、国ではこう言っているので大丈夫ですという説明が通ってしまうことになるので、そうでは

なく、自分らのところでちゃんと責任を持って、今回の事業において超低周波音がどういう発生になっているのかを押さえるということが分かるような回答が欲しいということでございます。

○露崎会長 今の高橋委員の意見を可能な限り含めた形で、1の総括的事項の(3)の修正をお願いします。

私から小さな確認ですが、1の総括的事項の(5)の八雲町のゾーニングマップはすごくいいものだと思っています。ただ、自分が読んでいて何のゾーニングマップなのか分からなかったもので、十分に意味が通じるように、例えば、風力発電所設置適地ゾーニングマップとか、そういうのを付け足す必要はないですか。

○事務局(菅原主任) 八雲町ゾーニングで検索すると、一番上にこの風力発電所のゾーニングマップが出てきて、そのゾーニングマップ自体には、特にそれ以上の名前はついていなかったのですよね。先ほどご説明させていただきました国からの委託の事業名が長く書いてあって、その報告書がまとめられていて、その添付資料としてゾーニングマップがついているのです。

○露崎会長 要するに、これで100%間違いなくこのゾーニングマップのことだよというのが分かるのであれば、これでいいと思うのです。

○事務局(菅原主任) 固有名詞を使わない言い方もあるかと思いますが、改めて事務局で検討してみたいと思います。

○露崎会長 そのほかにご意見やご質問等はございませんか。

○白木委員 鳥獣保護区や保安林については、個別的事項の植物及び生態系に入れられているのですが、やっぱりここは基本的には避けるべき場所だと思うので、むしろ総括的事項の(1)とかに入れられないですか。保護指定のかかっている場所に関しては、植物及び生態系というより、総括的事項でできる限りそれらの範囲を避けるということを行ったほうがいいのではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

答申の個別的事項の(3)の植物及び生態系のアところに鳥獣保護区や保安林が入っているのですが、例えば、鳥獣保護区は、植物や生態系だけではなく、動物にも当然かかってきますし、保安林も包括的に見れば全ての生物を含むのですよね。また、保護区を入れること自体が大きな問題ですので、1の総括的事項の(1)の辺りに、保護区に関しては、それらの範囲を避けるべきであるということを入れたほうがよいと思います。

○事務局(菅原主任) 総括的事項に入れてしまうと、それこそ騒音及び風車の影ですとか、いわゆる生活環境の保全も含めた総括的事項という形になってきますので、保安林ですとか、言い方が正しいか分かりませんが、そういう方向性がある程度定まったものについては、個別的事項で述べるのが適切ではないかと考えております。

○白木委員 例えば、鳥獣保護区の場合には、むしろ動物の保護区ですよね。もちろん生態系や植物も含まれる場所ですけども、だからといって、動物に入れるかということ、またそれも違うのかなという気がするのですよね。

○露崎会長 ここは生態系という見方をしているからこうなっているのです。

○白木委員 生態系には動物も含まれるわけですね。

○露崎会長 鳥獣保護区は、植物も動物もということです。

○白木委員 そうすると、植物と生態系が一緒になっていて、動物だけが別というのも逆に言うと違和感があるのですよね。生態系というのは、動物も植物も全てが含まれているのですよね。

○露崎会長 それは分かるけれども、それを言い出すと……

○白木委員 何となくここに入れると小さな問題のように感じてしまうのです。やっぱり、保護区というのは、基本的には建てるべき場所ではないのではないかなと思うのですね。

○事務局（石井課長補佐） アセスの立てつけとして、基本的に項目立てをして整理しているということもあって、総括的事項には入れていないということと、保護区は当然避けるべきという認識でおりますが、制度として禁止しているのかということとそうではないのですね。総括的事項では、きちんと検討しなさい、重大な環境影響を回避または低減できない場合はということをおっしゃるので、そういうこともあって、個別的なことは個別的事項に記述しているということです。

○白木委員 冒頭には挙げてあるのですよね。分かりました。

○露崎会長 いずれにしても、こういうものはどんどん変わるので、今後、章立てについては変える必要があるかもしれませんが、取りあえず今回はこのままにしたいと思います。そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、ほかにご意見やご質問等がないようですので、ただいまご審議いただきました（仮称）今金風力発電事業計画段階環境配慮書の答申文（案）に関しましては、1の総括的事項の（3）について、Q&Aで答え切れていない部分を事業者が答えられるように文章の修正をできるだけ図ること、また、1の総括的事項の（5）については、ゾーニングで通じるかどうかを確認の上で、このままにするかどうかを決めること、そして、これは答申文の内容には直接関係しませんが、章立てについて、今後、必要に応じて再検討する必要があるかもしれないことを確認しました。以上の修正を行った上で最終案としたいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。反対の方は声を出してください。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 反対はございませんでしたので、賛成とみなし、そのようにいたしたいと思います。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

続きまして、これより議事（3）に入ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）せたな太櫓ウインドファーム事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いします。

○事務局（川村係長） 事務局の川村です。よろしくお願ひいたします。

まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

濃い青色の図書の16ページをご覧ください。

対象事業実施区域は、せたな町の海側に位置しており、区域が重複する北檜山ウインドファームは、評価書が確定した事業となっております。

次に、70ページをご覧ください。

対象事業実施区域の北側には、狩場茂津多道立自然公園が隣接しております。

次に、1枚めくっていただきまして、73ページをご覧ください。

対象事業実施区域の大部分が太櫓段丘と重複しております。この太櫓段丘は、重要な地形でもありますし、また、景観資源でもあります。

最後に、338ページをご覧ください。

こちらは、対象事業実施区域が赤色で、配慮書時の事業実施想定区域が青色で示された図でありまして、北側の土砂崩壊防備保安林等が除外された一方で、南側に追加された区域の大部分が水源涵養保安林となっております。

図書の概要につきましては以上とさせていただきます、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料3-1の事業者への質問事項とその回答について、答申に係る部分を抜粋してご説明させていただきます。

なお、資料3-2につきましては、事業者から提出された回答の補足資料となりますが、内容につきましては説明を割愛させていただきます。

それでは、資料3-1の1ページの質問番号1-2をご覧ください。

こちらの2次質問では、縦覧図書に対する意見がゼロ通であったことから、住民からの意見や質問の状況を確認しました。これに対して、事業者からは、関係する地区に対する説明会において騒音やシャドーフリッカーを懸念される質問があり、今後、適切に調査、予測、評価を行い、可能な限り回避または低減を図っていく予定とのことでした。

次に、3ページの質問番号3-5をご覧ください。

こちらでは、1次質問において配慮書段階から追加した南側の範囲に植生自然度9の区域が存在していることに関して質問し、既存資料において植生自然度9に該当する凡例のチシマザサーブナ群団が一部に存在することから、今後の現地調査結果を踏まえて、引き続き事業計画の検討を行いますとの見解を確認していただきました。これを受けて、2次質問では、植生自然度9の区域は除外を前提に検討するという理解でよいかを質問しています。これに対して、事業者からは、現地調査の結果、植生自然度9に該当すると判断された箇

所については、除外することを前提に検討しますとのことでした。

続いて、一番最後の12ページの質問番号7-3をご覧ください。

こちら方法書段階で追加された区域に関する質問ですが、2次質問の①では、保安林区域を風力発電機等設置範囲として追加しなければならない理由を質問しました。これに対して、事業者からは、配慮書段階では、他事業の実施可能性が低いものと考えて計画しており、今回拡大した区域までを含め、大きく設定する必要はありませんでしたが、その後、他事業との両立を考慮するため、北檜山ウィンドファーム評価書記載配置を踏まえて候補エリアを設定することとなり、風況、地形、アクセス等や土地利用状況等も勘案しながら再検討を行い、エリアを選定した結果、保安林エリアしか拡大できる箇所はなかったとのことでした。

また、2次質問の②では、追加された保安林の区域が水源涵養保安林であることを踏まえ、環境影響の回避、低減が困難であることに言及した上で、想定されている対応内容について質問しました。これに対して、事業者からは、保安林での事業の実施に当たっては、保安林の一時利用や作業許可等において、関係部局との十分な協議等を踏まえて認められるものであると認識しています、弊社では、事業者としての大型陸上風力発電所の実績はございませんので、関係部局と回避、低減に係る協議を十分に行い、実効性について検討しますとのことでした。

簡単ですが、資料3-1の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料3-3の関係町長の意見をご覧ください。

本事業の関係町は、せたな町のみとなります。

せたな町長からの意見は、本方法書について、環境影響評価方法書に記載された調査、予測、評価の手法については、おおむね妥当であると判断していますとされています。

資料3-3の説明は以上となります。

続きまして、資料3-4の答申文(案)たたき台をご覧ください。

まず、前書きとしましては、1段落目に事業の特性を、2段落目に地域の特性を記載し、3段落目では、以上を踏まえ、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、1の総括的事項についてです。

(1)は、全体的な留意事項として、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとし、複数の専門家等の助言を得るなどしながら、科学的根拠に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることなどを記載しております。

(2)は、区域の絞り込みについてですが、配慮書段階から事業実施想定区域が変更されたが、追加した区域の大部分が保安林であり、また、自然度の高い植生も存在していることから、準備書の作成に当たっては、さらなる検討を行い、区域設定や風車の配置の理由を含め、検討の過程を具体的かつ分かりやすく記載することとしております。

(3)は、累積的影響について、必要な情報を入手した上で適切に対応することを求める意見です。

なお、これまでの案件では、累積的影響に関して、二つ目の文の最後を「2の個別的事項に示すとおり累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること」としてありますが、本事業につきましては、評価書が確定している北檜山ウィンドファームと事業実施区域が重複していることから、2の個別的事項に示すとおりとの記載はしておらず、事業実施区域の重複に関する記載として、3行目の中ほどから「特に、環境影響評価法に基づく評価書が確定した事業と区域が重複していることによる影響については、慎重に検討すること。」としております。

次に、(4)は相互理解に関してであり、住民等に対し、積極的な情報提供等に努めることとしております。

(5)は、図書の公表などについて、印刷やダウンロードを可能にすることなど、利便性の向上に努めることとしております。

続いて、2の個別的事項に移ります。

(1)は、騒音及び振動についてです。

アは、区域周辺に住居が存在することから、できる限り離隔距離を取ることを求める意見としております。

イは、拡幅変調音や純音性成分などによる影響への配慮、稼働後の対策などを求める意見としております。

(2)の水質については、区域及び周辺には河川がありますので、これまでの案件と同様に、水の濁りに係る環境保全措置について、局所集中的な降雨の傾向も十分に踏まえたものとするとしております。

(3)の地形及び地質については、事業実施想定区域の大部分が重要な地形であることを述べた上で、できる限り地形改変の影響を回避または低減するよう求める意見としております。

(4)の風車の影については、住居が近くにある過去の案件と同じ書きぶりとしております。

アは、風車を住居から離隔することなどにより、影響を回避または十分に低減することを求める意見です。

イは、影響が及ぶ時間の長短にかかわらず、人によって気になることを踏まえた評価とすることを求める意見です。

(5)は、動物についてです。

アは、哺乳類の捕獲調査について、環境特性ごとに適切な調査地点及びトラップの種類などを設定することとしております。

イは、コウモリ類の調査について、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、適切に調査、予測及び評価を実施することとしております。

ウは、鳥類の影響についてですが、この区域の特性として、鳥類の渡りのルートとなっていることやクマタカ等の生息情報があることについて述べた上で、これら鳥類の生息や

バードストライクなどの影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求める意見としております。

エは、哺乳類や鳥類だけでなく、昆虫類等についても専門家ヒアリングの実施などを求める意見としております。

次のページに行きまして、(6)は、植物についてです。

アは、重要種等への配慮について、重要種が確認された場合は、その場所の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討することとしております。

イは、外来植物についてですが、侵略性の高い外来植物の生育状況をあらかじめ把握し、拡散防止対策を検討することとしております。

(7)は、生態系についてです。

アは、注目種やその餌資源について、現地調査の結果を踏まえて、必要に応じて見直すことも含めて検討を続けるとともに、その経緯を準備書に記載することとしています。

イは、各栄養段階の動物種及び植生について十分な調査を求める意見です。

続いて、ウについては、申し訳ありませんが、1点訂正をお願いいたします。

2行目の一番初めに「砂丘植生」と記載しておりますが、正しくは「海岸断崖植生」です。(6)の植物のアの4行目に「植生自然度10の海岸断崖植生」と記載しておりますが、こちらが正しい内容ですので、訂正させていただきます。

内容としましては、自然度の高い植生の区域などについて改変の回避などを求める意見としております。

(8)は、景観についてです。

アは、区域の大部分が太櫓段丘と重複していることや、区域周辺の眺望点の状況について述べた上で、地域住民などに対して、フォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避または十分に低減されているかの観点から客観的に評価することとしております。

イは、従来と同様に、フォトモンタージュの作成に当たっての留意事項についての意見としております。

(9)は、人と自然との触れ合いの活動の場についてですが、本事業は、ふとろ海水浴場や弁天岬などが工事用資材等の搬出入ルートと隣接しており、影響が懸念されますので、この点について述べた上で、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で適切に予測及び評価をすることとしております。

次のページに行きまして、最後に、(10)の廃棄物等についてですが、従来どおり、発生量や処分量等の把握を通じ、適切な調査、予測及び評価の実施を求める意見としております。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくをお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等

をお願いいたします。オンラインの方は、マイクをオンにして話してください。よろしく
お願いします。

○白木委員 答申の形式的な確認です。

先ほどの答申では、保安林等は、個別的事項に記載し、総括的事項には掲載しないとい
うことでしたが、今回の場合は総括的事項の（２）に入っていますよね。また、ここの個
別的事項では、植物、動物、生態系と分けられておりますが、先ほどは生態系と植物が一
緒になっていて、答申によって形式が違っていています。私的には、今回のせたな太櫓のほう
が分かりやすい形になっているかなと思うのですが、これはどういうふうに行われている
のでしょうか。

○事務局（川村係長） 先ほどの今金の事業とこの後にご審議いただく関西電力の３件の
事業については、配慮書に対する答申文（案）たたき台で、こちらのせたな太櫓ウインド
ファームについては、方法書に対する答申文（案）たたき台となっております。配慮書に
ついては過去の配慮書に対する答申文（案）に倣って、方法書については過去の方法書に
対する答申文（案）に倣って、文章や構成等を作成させていただいているところです。

○白木委員 では、特に理由があって違うというわけではなく、前例に従ってということ
ですね。

○事務局（石井課長補佐） 基本的にはそのとおりです。ただ、配慮書、方法書、準備書
のそれぞれの段階によって図書の構成も若干違いますし、そもそも意見の視点が違ってき
ますので、それを踏まえて、段階ごとのある程度のフォーマットといいますか、形式が固
まっているとご理解をいただければと思います。

○白木委員 例えば、方法書では、植物、動物、生態系となっているものについて、なぜ
配慮書では植物と生態系が一緒に動物だけが違うのかとか、その辺りは理解していないの
ですが、ご説明は分かりました。

○露崎会長 ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○押田委員 今の点は私も何となく気になるところで、せっかくなら、動物、植物、生態
系で分けて、全部を統一にしたほうがすごく見やすいかなという気がいたしました。私は、
白木委員が言われていることが非常によく分かる気がしますし、やっぱり、植物と植生と
いう言葉もあるので、この際、動物、植物、生態系という形がいいのかなという気がして
います。

また、個別的事項の（７）の生態系のイの２行目に「各栄養段階の動物種及び植生につ
いて」とありますが、これは、「各栄養段階の動物種及び植物種について」ではなく、あ
えて植生のほうがいいのでしょうか。植物だったら植生も含めた広い意味になる気がす
るのですよね。植生としてしまうと、その辺りに生えている全てが一体ということで、少し
ぼけてくるような気がしますし、希少な植物なんかもしあったときにどうだろうなとい
う気がしたので、動物種及び植物種のほうがいいのかどうか、この辺りの表現について事
務局にお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

○露崎会長 植物をやっている人だったらみんなこっちではないかと思うのですが、これは栄養段階のことを考えていて、多分、一番下にいる植物全般のことなので、植生のほうが意味は通じると思います。植物の種の保護については、植物の図に「重要な植物種や重要な植物群落が確認された場合は、これらの種の生育地及び群落」云々と書いてあって、そちらでカバーしているので、私は植生のほうがいいのではないかと思います、どうでしょうか。

○押田委員 それでしたら植生でもいいかなと思います。そうすると、動物は、動物種がいいのか、それとも、動物群など、何かまとまりを表す言葉がいいのか、今、アイデアが出てこないのですが、どうでしょうか。例えば、昆虫だったら昆虫、哺乳類だったら哺乳類、鳥類だったら鳥類みたいな形だと、何か一個の種を表す言葉になってしまうのですよね。ですから、植生と同じような重みの動物に対する言葉も並べておいたほうがいいような気がするのですが、白木委員、いかがでしょうか。

○露崎会長 自分が言うのもなんですが、多分、図書の中の栄養段階の図に動物の種名が入っていて、一番下が植生になってしまっている場合には、それに合わせて書いていると思うのですよね。多分、その図がキメラで、例えば、あるところだけコウモリ類とかになっていると、どうしようかなという感じにはなりますが、図書に合わせて書いている部分が幾つかあるので、そこを確認してどうするかを考えることが大事かなと思います。

○押田委員 では、図書を確認していただいた上で、もう一度、そこを検討していただけるといいかなと思いました。

○露崎会長 もしも事務局でその確認が間に合えば、後でよろしいので、よろしくお願ひします。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○澁谷委員 先ほど白木委員が言及された総括的事項の(2)ですが、私は、こういうふうにはっきりと書いていただいて、今回は非常にありがたかったなと思っています。今回の経緯で言いますと、災害防止に関わる保安林は外してくれたのですよね。ただ、その分、水源涵養保安林のほうに何となく広がってしまっていて、その必要性や理由がほぼ説明されていないので、ここで理由を明確にして検討の過程を具体的に分かりやすくしてくださいと書いていただいたのは、非常にありがたいと思います。加えて、次の回答が出てきたときには、ここもまたしっかりとチェックしていただきたいなと思っています。

また、この件だけではないのですが、ほとんどの事業がどうしても保安林にかかってしまうのですよね。そこで、いつも思うのは、やはり保安林も性質が少し違っていて、どれが重要でどれが重要ではないということではないのですが、災害の防止や地形の保全に関わる場所は、やはり地形改変を伴うような事業を入れてはいけない場所として理解するのが特に正しいということです。

ただ、事業者から出てくる図書では、保安林の種類が入っている図もあるものの、保安林が一括で出てきている場合のほうが多いように思えます。これからは、できれば保安林

の種類が分かるような図を求めていただければ、より議論しやすくなると思いますか、イメージを持ちやすくなるのかなと思いますので、その辺について可能な限りご検討を願えればと思います。

○事務局（石井課長補佐） 図書が正式に出来上がる前に、事業者の依頼により多くの事業でドラフト協議を行っております。実は、ドラフト協議がなく出てくるものもあるのですけれども、ドラフト協議をやっているものについては、その中できちんと保安林の色分けをして図で示すように申入れをしたいと思います。

○露崎会長 私からもよろしく申し上げます。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

○白木委員 答申の個別的事項の（５）の動物のエの「哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類等についても、重要な種の生息情報があることから、専門家等から助言を得ながら」のところに関わることです。

例えば、この図書の場合は、重要種として魚類や両生類などが出ている一方で、専門家ヒアリングを行っているのは、コウモリ類と鳥、生態系だけなのですね。鳥、哺乳類、昆虫類等でまとめているのは、事務局としてどういう意図があるのでしょうか。むしろ専門家ヒアリングをやられていないその他の項目もありますし、何となく、全ての分類群について、ヒアリングも含めて、助言を得ながらももう少しきちんと調査、予測をしてもらえるような書き方をしたほうがよろしいのではないかなと思うので、昆虫類等としている部分についてご説明をいただければと思います。

○事務局（石井課長補佐） 具体名をどこまで挙げるのかという考え方になるかと思えます。こういう事例を挙げるときに、全てを挙げると、文章量または中身の説明のしやすさということもありますし、わざわざ個別の分類群を挙げる必要がなくなり、全ての分類群についてという一言で終わってしまうということがあります。

事務局としては、個別の例を挙げるのは基本的に三つくらいまでだろうと考えておまして、昆虫類等でまとめたところです。以前はたしか哺乳類と鳥類の二つだったかと思いますが、昨年度、昆虫類についても大事だというご指摘があり、加えたということです。では、どこまで増やすのかということになるかと思いますが、あまり際限なくというのは言葉が悪いですが、例示というのはある程度数が絞られるものなのかなと考えております。

○白木委員 おっしゃっていることはよく分かるのですが、ここに含まれる意図というのは、重要な種が含まれるものに関しては、全て取りこぼしなくきちんと専門家に意見を聞いて、助言を得て、調査、予測をする必要があるということだと思うのですよね。今までがどうだったか私はしっかり認識していないのですが、哺乳類、鳥類、昆虫、その他、例えば、両生類、魚類、爬虫類等についても、こう書くことでしっかりヒアリングをして調査されていきましたか。ヒアリングはそこまで広くやられていなかった気がするのですよね。要は、その意図がきちんと伝わればいいのかと思うので、何か表記の工夫ができないかな

と思っています。

○事務局（石井課長補佐） 事務局においても、以前、例示をすることによって、例示から外れたものが意識されにくくなるのではないかという懸念を持っていました。ただ、全部を挙げるのは逆にどうなのかということで、これに落ち着いたところなのです。もう少し検討させてください。

○露崎会長 ここについては検討をお願いいたします。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、ただいまご審議いただきました（仮称）せたな太櫓ウインドファーム事業環境影響評価方法書の答申文（案）たたき台につきましては、個別的事項の（５）の動物のエの昆虫類等について、調べる項目がよりシャープに分かるように文言を検討すること、（７）の生態系のイに関しては、必要に応じ、「動物種及び植生」の用語を改めること、ウの砂丘植生は、海岸断崖植生に直すという３点を修正するというところで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

３時２０分まで休憩といたします。

[休 憩]

○露崎会長 それでは、再開いたします。

これより議事（４）に入ります。

本日が２回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）小樽・赤井川ウインドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの主な２次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（川村係長） 引き続き、川村から説明させていただきます。

まず、図書を用いて事業概要を簡単にご説明いたします。

薄い青色の図書の小樽・赤井川ウインドファーム事業の配慮書の２９ページをご覧ください。

対象事業実施区域は、小樽市、余市町、赤井川村の境界に位置しており、周辺の他事業としましては、（仮称）北海道小樽余市風力発電所のほか、石狩湾で計画されている風力発電事業が２件の３件となっております。

ページを戻っていただきまして、9ページをご覧ください。

こちらには区域の選定フローが記載されていまして、風況の状況を確認し、風速により絞り込みを行った結果、検討対象エリアが選定され、地形や道路の確認、森林法などの法令等の制約を受ける区域の確認、環境保全上留意が必要な施設等への配慮、防災及びその他の項目の状況の確認となっています。

次に、14ページをご覧ください。

こちらには森林法の制約を受ける区域が示されていまして、区域のほぼ全域が水源涵養保安林であることが確認されています。

次に、ページが飛びますが、263ページをご覧ください。

こちらは重要な自然環境のまとまりの場を示した図でありまして、区域の大部分が植生自然度9であり、周辺には、複数の自然環境保全地域等や鳥獣保護区が確認されています。

なお、自然環境保全地域等について、この図では大まかな位置が点で示されていますが、指定区域の範囲は、後ほど資料説明の際にご説明させていただきます。

最後に、269ページをご覧ください。

こちらには主要な眺望点の状況などが示されており、区域の北側に隣接する毛無山展望台など、15の眺望点が記載されています。また、調査範囲が点線で示されていますが、調査範囲には、関係市町村とはされていない札幌市や仁木町が含まれています。

続きまして、資料の説明に移らせていただきます。

まず、資料4-1の事業者への質問事項とその回答、また、資料4-2の事業者回答の別添資料について、答申に係る部分を抜粋してご説明させていただきます。

資料4-1の2ページの質問番号2-1をご覧ください。

こちらでは、区域のほぼ全域が水源涵養保安林であることから、①では、影響の回避の重要性に関する見解を質問し、②では、水源涵養保安林を区域から除外しないことに対する見解を質問しました。これに対して、事業者からは、土壌崩壊や流出が懸念される沢筋や中腹部への設置は行わず、数年で崩れる作業道や林道等とは大きく仕様の異なる高規格な道路を整備する、また、森林土壌の流出防止に配慮した周辺ののり面保護対策等を検討し、各種用水についても配慮を検討する、保安林解除に関する許認可手続に関しては、同じ流域の下流側で代替保安林候補エリアを調査中であり、必要面積として想定している数十ヘクタール程度の代替保安林を確保可能と考えているとのことです。

次に、5ページの質問番号3-22をご覧ください。

先ほど図書を用いて重要な自然環境のまとまりの場についてご説明しましたが、①では、自然環境保全地域等について代表的な位置のみが示されていることから、指定区域の範囲を示すよう求めました。これに対して、事業者からは、回答に当たって作成した図が資料4-2の7ページに示されています。新たに示された図からは、奥沢水源地自然景観保護地区が事業実施区域内にあることが確認されました。

次に、資料4-1に戻っていただきまして、同じく質問番号3-22の②では、自然環

環境保全地域等について、事業実施区域内に位置する場合は除外することについて質問しました。これに対して、事業者からは、方法書では奥沢水源地自然景観保護地区を対象事業実施区域から除外することです。

また、③では、自然景観保護地区について、景観への影響に係る予測、評価を行う必要性について質問しました。これに対して、事業者からは、区域周辺にある三つの自然景観保護地区のそれぞれについて、方法書では、主な地点を景観資源として選定し、予測、評価を行う、また、奥沢水源地自然保護地区が事業実施区域内に位置することが確認されたことから、方法書に記載する配慮書の予測、評価については修正するとされ、修正後の内容としては、予測結果において直接改変の可能性があること等を追加する、また、評価結果において重大な環境影響を受ける可能性があることと評価する等を追加することです。

次に、7ページの質問番号3-18をご覧ください。

1次質問において、事業実施想定区域内に小樽市朝里地区水資源保全地域が位置することから、当該指定地域を区域から除外することについて質問しました。これに対して、事業者からは、風車配置やアクセス道路の造成に当たって、水資源の確保や水質への影響が懸念されるような開発行為など、水資源の保全に支障を来すおそれのある土地利用は回避することです。

次に、11ページの質問番号4-9をご覧ください。

1次質問の①の回答において、現況調査により特に自然性が高い場所がある場合は、その場所を回避等するとの見解を確認していたことについて、2次質問で特に自然性が高い場所がある場合とは具体的にどのような場合かを質問し、回避または影響の低減に対する見解を質問しました。これに対して、事業者からは、自然度9に該当する群落の中でも胸高直径が大きい樹木が生育する林分や重要種の包含数が多い林分を特に自然性が高い場所と考えている、また、専門家の助言等を踏まえ、適切な環境保全措置を検討するとし、影響の回避、低減については、正確な現状把握をした上での風力発電機基数の削減や配置の検討を想定していることです。

次に、12ページの質問番号4-10をご覧ください。

①では、奥沢水源地自然景観保護地区が事業実施区域内に存在していることに対し、生態系への影響の評価結果を修正する必要があるかを質問しました。これに対して、事業者からは、評価結果を修正するとし、資料4-2の一番最後の13ページに修正後の内容が示されています。図書内で使用する文言の整合も含めて修正されており、事業実施想定区域内に環境緑地保護地区等が存在するという形で明記され、また、自然環境保全地域等は存在しないとの記載が修正されております。

資料4-1及び資料4-2の説明は以上とさせていただきます。

続きまして、資料4-3の関係市町村長の意見についてご説明いたします。

本配慮書の関係市町村は、小樽市、赤井川村及び余市町です。

順を追って、まず、小樽市長の意見から概要をご説明します。

14の項目にわたって意見が記載されておりますので、概要を説明させていただくにとどまってしまうのですが、1は十分な説明と誠意ある対応について、2は住民等へ各種情報を積極的に提供することなどについて、3及び4は、騒音、超低周波音について、5は、事業実施区域が重要な自然環境のまとまりの場の中にあることを踏まえ、生態系やバードストライクなど、動植物への影響の低減について、隣のページに行きまして、6は、事業実施想定区域の森林の大部分が水源涵養保安林であり、隣接する森林が小樽市森林整備計画に位置づけられていることを踏まえ、水質等への影響について、7は工事による汚水等の河川への流出防止について、8は、景観への影響として、特に貴重な観光資源の一つでもある塩谷丸山や、重要眺望地点である天狗山や毛無山等からの眺望への影響を回避または十分に低減することについて、9は建設工事の詳細内容の記載について、10は地球温暖化防止について、ページをめくっていただきまして、11は累積的影響について、12は文化財に関する事前協議について、13は住民から寄せられている不安の声に対応することについて、14は図書の公表について、それぞれ意見が記載されております。

次に、赤井川村長からの意見について概要をご説明します。

15の項目にわたって、小樽市長とおおむね同様の意見が記載されているところですが、特徴的なものとして、ページをめくっていただきまして、7では、日本で最も美しい村連合に加盟していることを踏まえ、景観への影響について客観的な手法を用いて十分に評価、検証を実施することとされております。このほか、隣のページの11では豪雪地であることを踏まえた適切なメンテナンスについて、12では電波障害について意見が記載されております。

最後に、ページをめくっていただきまして、余市町長からの意見について概要をご説明します。

1は、丁寧な説明と誠意ある対応、また、理解しやすい図書とすることについて、2は低周波音や風車の影といった地域住民の生活環境に対する影響の回避について、3は景観への影響について、4は自然環境への配慮について、5は、水道用水の水源となっている河川に影響を及ぼす可能性など、水環境への影響について、6は、事業終了後、原状に復するための方法等について、それぞれ意見が記載されております。

簡単ですが、関係市町村長意見の説明については以上とさせていただきます。

続いて、資料4-4の答申文（案）たたき台についてご説明いたします。

まず、前書きとしては、1段落目に事業の特性を、2段落目に地域特性を記載し、3段落目で、以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避または十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応することとしております。

続いて、1の総括的事項についてです。

まず、(1)については、従来の答申文には記載しておらず、今回新たに追加したもので、前回の審議会において関西電力株式会社を事業者とする四つの配慮書に共通して出されたご意見を踏まえて追加した意見となります。

内容としましては、「環境影響評価における配慮書手続は、事業の位置や規模等に関する複数案について環境影響の比較検討を行うことにより、事業計画の検討の早期の段階において、事業による重大な影響を回避・低減することが目的である。本事業では、事業実施想定区域を広く設定することで位置・規模の複数案としているが、同区域のほぼ全域に重要な自然環境のまとまりの場等の配慮が必要な区域が含まれている。このため、今後、位置・規模等の熟度を高めたとしても重大な影響を回避することが困難となることが懸念され、環境保全の見地からより慎重な検討が必要であることから、事業実施想定区域及びその周辺の現況及び各環境要素の重要性について、改めて認識し直し、必要に応じて事業計画の抜本的な見直しを行うこと。」としております。

(2) は、従来、(1) として記載していた内容で、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって、科学的根拠を求めています。

(3) は、区域設定に関する意見です。本配慮書では、図書に記載されたフローに沿って事業実施想定区域を設定したとされており、森林法の制約を受ける区域について確認しているが、区域の大部分が水源涵養保安林となっていることなどを踏まえ、従来とは異なる書きぶりとしています。

従来は、3行目以降について、「検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること」としておりますが、本たたき台では、「確認事項の選定理由及びその理由に沿った検討過程の説明がされておらず、事業実施想定区域の設定理由が不明瞭であるため、方法書ではそれらについて分かりやすく記載すること」としております。また、「特に、保安林が事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、当該保安林を回避しなかった理由などについても記載すること。」と追記しております。それに加えて、次のページに続きますが、従来どおり、土砂流出等の防止への配慮も求めているところです。

(4) につきましては、ほかの風力発電事業との累積的影響が生じるおそれがあることについて記載しております。

(5) は、地域の概況の把握が不十分であった結果、奥沢水源地自然景観保護地区が区域内に含まれることが確認され、景観及び生態系の項目において予測及び評価の記載内容を修正する必要性が生じたことを踏まえた意見としております。

内容としましては、「本配慮書では、事業実施想定区域及びその周辺の概況の把握が不十分であった結果、予測及び評価においても不正確な記載や記載漏れが生じており、信頼に足る図書となっていない。このため、方法書の作成に当たっては、内容を十分精査した上で、不備のないよう記載すること。」としております。

(6) は、住民等との相互理解の促進について、積極的な情報提供や丁寧な説明等に努めることとしております。

(7) は、図書の公表について利便性向上に努めるよう求めています。

続きまして、2の個別的事項についてです。

(1) の騒音及び風車の影については、区域周辺に住居があることから、影響を回避または十分に低減することを求めています。

(2) の水質については、工事中の水の濁りに対し、事業実施想定区域のほぼ全域が水源涵養保安林であり、また、小樽市朝里地区水資源保全地域が区域内にあることなどを踏まえ、水道用水の水源への影響が懸念されることから、影響を回避または十分に低減することとしています。

次に、(3) は動物についてです。

アは、希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られているほか、ノスリの渡りの経路となっていることを踏まえ、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響を回避または十分に低減することを求める意見であり、従来と同様としています。

イは、哺乳類、鳥類以外の動物についても影響を回避または十分に低減することを求める意見であり、従来どおりとしております。

続いて、3 ページに移ります。

(4) は、植物及び生態系についてです。

アは、重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、それらの範囲を避けることなどにより影響を回避または十分に低減することとし、「特に、保安林は同区域のほぼ全域、また、自然度の高い植生は同区域の大部分を占めているが、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。」としています。この「特に、」以下の文は、代替保安林が検討されていることを踏まえて記載した意見です。

イは、植物相について、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するなどして、重要な植物種について影響を回避または十分に低減することとしています。

ウは、生態系についてですが、まず、奥沢水源地自然景観保護地区が区域内に存在することについて、予測及び評価において当該地区の直接改変に関する記載がなく、環境影響の重大性に関する検討が不十分であることを指摘し、そのことを踏まえて、地域の概況を改めて十分に確認するほか、生態系を特徴づける適切な種を選定した上で適切な方法により調査等を実施し、影響を回避または十分に低減することとしています。

最後に、(5) は景観についてです。

アは、まず、主要な眺望点について、ヒアリング対象を広げるなど、ほかに追加すべき眺望点がないかを改めて検討することとし、次に、景観資源について、歴史的、文化的な観点からも選定するとともに、関係機関等へのヒアリングなどにより、ほかに追加すべき景観資源がないかを改めて検討することとしています。さらに、生態系における意見と同様に、奥沢水源地自然景観保護地区が区域内に存在することについて、予測及び評価において、当該地区の直接改変に関する記載がなく、環境影響の重大性に関する検討が不十分であることを指摘し、これらを踏まえ、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響を回避または十分に低減することとしています。

イは、関係市町村長から景観への影響を懸念する意見があったことを踏まえ、地域の貴重な観光資源である塩谷丸山や重要な眺望点である毛無山展望所等について重大な影響が懸念されることから、影響を回避または十分に低減することとしています。

私からの説明は以上となります。

ご審議について、どうぞよろしくお願ひいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問やご意見、ご確認等がありましたら、よろしくお願ひいたします。

○澁谷委員 今回は、事務局がご指摘のとおり、ほとんどが保安林にかかっている案件ですので、その点について答申文（案）の何箇所かにおいて結構詳しく言及していただいたのは非常にありがたいと思っております。

ただ、先ほど説明のあった資料4-1の2ページの質問番号2-1の2次質問では、内容的に非常に間違ったことを回答してきているので、その点についてもう少し質問をしていただければと思います。

例えば、道路に関して、高規格な道路を整備しますと書いてあるのですが、立派な道路をつくろうとすれば、工事量が多くなり、環境を改変する範囲が大きくなるというのが山の中の道の一般的な傾向です。保安林や山の中の道で環境への影響を低減しようとするときには、一般的には、できるだけ最小限、最低限の規格の道で、加えて土砂の流出等を抑える工夫をするというのが一番適切で現実的な考え方だと言えらると思っておりますので、その辺について考え方をまた聞いていただければと思います。

それから、先ほど、答申文（案）の説明において、代替保安林を考へるということがありました。ただ、保安林というのは、ある程度の面積も必要ですが、面積があればいいというわけではないのですね。水源涵養保安林は、多くの場合、河川の上流のほうに指定されるわけですね。例えば、今回、水源地が下流にあります、水源地の下流に水源涵養保安林を設定してもあまり意味がないのです。こんなことは誰でも分かると思ひますし、代替保安林を考へるということ自体がおかしい考え方なので、その辺ももう少し見解をただしていただきたいと思ひます。やっぱり、水源地の上流に面積のある水源涵養保安林が広がっている、上流にあるということが重要なので、その辺のこともしっかりと認識していただきたいなと思ひます。

また、全体として、やはり保安林に関して言うと、こういう施設をつくるのは法令上可能なのですが、どうも法令に触れなければいいという考え方があるのではないかと感じます。法令に触れなければ何をしてもいいということではないですし、その辺の業者の考え方は非常に重要だと思ひるので、保安林だけではありませんけれども、環境の維持保全に対する意識についても一度ただしていただければ感じたところでは。

○事務局（川村係長） 今、質問番号2-1に関して、追加で質問をしてほしいというご意見をいただいたところですが、今回の答申文（案）たたき台について、知事意見を提出する期限を勘案すると、この配慮書に対する質問は今回で終了となりますので、追加で質

問し、次の審議会で回答をという形にはならないことをご理解いただければと思います。

ただ、次の手続きである方法書の段階では、私どもも今いただいたご意見を踏まえながら1次質問を検討していきたいと思っています。

また、取水場所の上流域に代替保安林がなければ意味がないという趣旨のご意見もいただいたところですが、実は、その点について補足ができないかを事業者に照会した結果、追加となったのがこの事業者回答の真ん中の部分です。「さらに、各種用水の確保に関しては、河川の利水状況を正しく把握し、各利水への配慮を検討します。」という文が追加されましたが、上流域での代替保安林の確保についての文言は回答として得られていないということをご補足して説明させていただきます。

○事務局（石井課長補佐） 追加で説明をさせていただきます。

取付け道路についてもご意見をいただいていたかと思いますが、事業者の認識が間違っているというのは事務局においても認識しておりまして、直させようかとも思ったのですが、ここはあくまでも事業者の認識ですので、これが間違っているよという指摘はせずに、あえて事業者回答としてそのまま残しております。

ただ、前回、澁谷委員から事業者の自然環境や環境要素への認識の薄さについて厳しい指摘がありましたので、そのことを踏まえて、総括的事項の（1）の下から2行目に「各環境要素の重要性について、改めて認識し直し、」という文言を入れて、今の考え方はおかしい、ずれているぞということをご指摘しているところでございます。

○澁谷委員 今のご説明は理解できました。ただ、総括的に物事を言ってしまうと、このまま進むはずはないと思いますが、このままでは、下手すると立派な道をつくってしまいますよね。ですから、明らかに間違っているようなところは、具体的に指摘をするなり、質問をするなりということが必要かと思いますが、一度改変してしまうと、それを戻すことはなかなかできませんし、人間は自分が間違っていることに気づくのはなかなか難しいので、この道路の件だけではありませんけれども、専門家が見ておかしいぞと思うようなところは、どこかの時点で具体的に伝えることも重要なと思います。

それから、一つ忘れていましたが、質問番号2-1の回答にのり面の緑化を行いますという文言があったと思います。ここも、例えば、外来種の芝生を張るなどの方法は避けなければいけなくて、やっぱり、在来の植物によるのり面の緑化なのか、工事でできた裸地なのか、言葉は覚えていないですけども、そういうふうに考えていただかなくては困るので、その辺もできる限りどこかの時点で具体的に指摘する必要があるのかなと思っておりました。

この後の進め方は、基本的には事務局にお任せしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 今、澁谷委員からあったご指摘ですが、事業者とは普段からやり取りをしておりますので、きちんと伝えたいと思います。

○露崎会長 私からも1点、これだけではなく、関西電力の案件の全部に通じることです。

事前説明に来られた時にも言いましたけれども、この3件の植物の専門家は、回答が全く同じなので、本当に専門家なのだろうかと感じているところです。もう一つ、植物の専門家へのヒアリング結果を見ると、地域性のないありきたりな教科書程度の回答しかしていないので、正直言って、こんなことは大学教員なら誰でも答えられるような範囲なのですね。そこの地域のことを知っている専門家とは全く思えないので、やっぱり何らかの形で専門家の質保証をしないといけないのだと思います。これだけ至るところに専門家の意見を聞いてと書いて、本当にそうなのかどうか分からない人の意見を一生懸命聞いても、今、澁谷委員が言ったように、間違えた回答をしてくる人だっていないとは限らないので、繰り返しになりますけれども、本当にこの人は専門家として信じるに足る人なのかという何らかの担保といいますか、保証をつけてほしいなと思うのです。関西電力の場合は明らかにそうなので、可能であればこの段階の答申文くらいからそういう文言を入れることができなにかと思っていますのですが、どうでしょうか。

○事務局（石井課長補佐） 今のご意見は、恐らく、総括的事項の（2）の2行目にある「複数の専門家等から助言を得るなどしながら、」というのは、複数であればいいという話ではなく、そもそも専門家たる人物なのかどうかということかと思えます。そこについては、どのような言葉が適切なのかを事務局の中で検討した上で、修正が可能であれば対応したいと思いますが、いかがでしょうか。

○露崎会長 よろしくお願ひします。

ちなみに、一人だと信用できないよねということで、「複数の」というのを入れてもらったのも自分なのですね。本音を言うと、複数になっていないものが増えてきていいのだろうかという疑問もあるのですが、それは置きまして、その部分に関してはよろしくお願ひいたします。

そのほかにご質問やご意見等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 意見や質問等がないようですので、ただいまご審議いただきました（仮称）小樽・赤井川ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書の答申文（案）に関しましては、意見が幾つかありましたが、総括的事項の（2）の「複数の専門家等」の部分の前後に専門家の専門家たる保証をきちんと取った上でという文言を明示する形で修正の上、答申文（案）とするということで、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思ひます。

そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

これより議事（5）に入ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）古平・仁木・余市ウィンドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局からの主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（道場主任） 事務局の道場です。

こちらについては私から説明させていただきます。

ご審議いただく内容の資料は、資料5-1から資料5-4までと紫色の図書になります。

まず、事業概要について、図書を使って簡単に説明いたします。

6ページをご覧ください。

こちらの航空写真は、今回の古平・仁木・余市の事業実施想定区域の範囲を示しております。区域は、古平町、余市町、仁木町、共和町の4町にまたがる区域で、赤色の斜線の部分が風力発電機設置想定範囲となりますが、共和町には風力発電機を設置しない計画としております。

次に、13ページをご覧ください。

こちらは法令等の制約を受ける区域についてでありまして、北部にはニセコ積丹小樽海岸国定公園が存在しています。

ページをめくりまして、14ページをご覧ください。

こちらには、事業区域の一部に余市特別保護地区と鳥獣保護区が二つ入ってしまっていることが示されていまして、また、隣の15ページを見ると、先ほどの小樽・赤井川と同様に、ほぼ全域が保安林に入っていることが分かります。

次に、26ページをご覧ください。

こちらは風車の構造図となりますが、単機出力4,200キロワットから6,100キロワットで最大高が158メートルの風車を最大約64基設置することを想定しております。

またページが進みまして、30ページをご覧ください。

こちらには、他事業の区域が掲載されています。事業実施想定区域の南西に北海道（道南地区）ウィンドファーム岩内港があり、区域の東部に石狩湾の洋上発電事業が2件、そして、図郭内に少し見えている部分に小樽余市風力発電所が計画されております。

簡単ですが、図書の説明は以上といたします。

次に、資料5-1を用いて答申に係る部分を抜粋して事業者回答を説明していきます。

資料5-2については、説明を割愛させていただきますので、適宜ご参照いただければと思います。

それでは、資料5-1の1ページの質問番号1-2をご覧ください。

図書の公表について、1次質問に続いて、電子縦覧図書のダウンロード、印刷を可能されている事業者や、縦覧期間終了後も継続して公表されている事業者もあることを踏まえまして、対応されない理由について伺いました。これに対して、事業者からは、知的財産の保護も重要であり、公開は縦覧期間中に限定している一方、住民や自治体等の関係者と

の相互理解の促進も重要と考えていることから、方法書以降、知的財産を保護しながら、アセス図書の公開期間にダウンロード及び印刷が可能な方法の諸課題の解決に向けて、模索、検討していきたいとのことです。

次に、3ページの質問番号2-3をご覧ください。

先ほどと若干かぶるかもしれませんが、事業実施想定区域について、廃止となった伊達・千歳ウィンドファーム事業において、法令等の制約を受ける区域として、自然公園法に係る公園区域を除く形で事業を検討したとのことですが、同じく法令等の制約を受けるとしている鳥獣保護管理法や森林法の区域と自然公園法の扱いが異なる理由について確認しました。これに対して、事業者からは、伊達・千歳ウィンドファームは、優れた景観を眺望する際の重大な影響を回避または十分に低減できない可能性が高く、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、設置を原則回避することとの環境省の意向が示され、その上で国立公園での風車の設置を除外すると事業性が成り立たないことから事業の廃止に至った、鳥獣保護管理法及び森林法の区分に関しての風車の配置検討は、現況調査の上、動物の生息、植物の生育等、その実態を確認した上で詳細な配置検討に資するとの検討工程とする考えであり、伊達・千歳を加えた4事業に共通した検討プロセスであることから、廃止した伊達・千歳ウィンドファーム事業と他事業との鳥獣保護管理法及び森林法の区分に関する風車の配置検討に差異があるとは考えていないとのことです。

続きまして、5ページの質問番号3-23をご覧ください。

先ほどもお話がありましたように、植物相及び植生の状況を適切に把握するための文献等が不足しているのではないかと伺いました。これに対して、事業者からは、方法書では、北海道環境データベースのように、小樽市総合博物館紀要の文献が集約されたデータを用いる場合は、オリジナルの貴重な情報が抜け落ちていないかを確認した上で、必要に応じて文献等の追加を検討しますとのことです。

次に、少し飛びまして、9ページの質問番号4-6をご覧ください。

こちらは、先ほども若干紹介しました区域内に鳥獣保護区と特別保護地区が含まれていることについて、1次質問にて特別保護地区については除外を前提に検討される旨の回答がありましたので、一般の鳥獣保護区についてはどのように検討していくのかを伺いました。これに対して、事業者からは、事業計画の具体化に合わせて、詳細な予測、評価の結果も踏まえながら影響の回避、低減を図るとのことです。

また、関西電力が計画するほかの事業と鳥獣保護区との取扱いが異なることについても質問しました。これに対して、事業者からは、風況条件、地形、既存道路からのアクセスのしやすさ等を踏まえてエリアを選定した、事業計画の具体化に合わせて、詳細な予測、評価の結果も踏まえながら影響の回避または低減を図る考えの下、設置可能性がある場合は、鳥獣保護区を含めておりました、他事業については、エリアを選定した結果、風車設置可能性が低かったため、絞り込みの段階で鳥獣保護区も除外されたが、取扱い自体は同じであるとのことです。

次に、10ページの質問番号4-7をご覧ください。

こちらでは、同時に手続を進めている他事業のいずれにおいても、1名の専門家が総論的に北海道における事業に対する留意事項を述べているものと思われ、本地域の特性を明らかとするヒアリングになっていないこと、また、審議会では各分野について複数の専門家へのヒアリングを推奨していますが、本地域における植物については、文献情報が乏しく、複数の専門家へのヒアリングを改めて実施する必要があるのではないかとこのことを質問しています。これに対して、事業者からは、哺乳類と鳥類については、地域の情報に詳しい専門家が少なくないため、各分野から原則1名を選出しましたが、風力開発においてより注目度の高い項目として、コウモリ類、猛禽類、渡り鳥に詳しい専門家に対してヒアリングを行うこととし、その他、特殊な重要種等の生息が考えられる場合は、別の専門家へのヒアリングを検討する、方法書段階における分野としては、コウモリ類以外の哺乳類、コウモリ類、鳥類、猛禽類、爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、植物を想定しているとのことです。

次に、13ページの質問番号4-15をご覧ください。

1次質問において、ほぼ全域が保安林区域と重複し、回避を図っていく余地がない区域設定となっていることを指摘したところ、現地調査により状況を把握し、予測、評価を踏まえて環境保全措置を実施することで、できる限り影響の回避、低減を行うことから、これらの区域を含めた広い範囲を設定したとの回答がありましたので、これらの区域を含めた広い範囲と称するのは不適切ではないか、保安林の改変が避けられないことを踏まえて、このような区域設定で重大な影響を回避、低減できるとしたことについて見解を伺いました。これに対して、事業者からは、保安林解除は、その指定理由を踏まえ、代替施設の設置等も考慮し、関係機関と協議の上、決定するものであり、重大な影響が考えられ、機能を著しく損なうような解除が不適切と判断されるような場合は許可が下りないので、そうならないよう真摯に協議する、本案件はほとんどが水源涵養保安林なので、同じ流域内で数百ヘクタール程度の代替保安林を確保する予定だが、今後、計画の具体化の過程で改変面積を極力小さくすることで、さらなる影響の低減ができると考えているとのことです。

以上で資料5-1の説明を終わります。

続きまして、資料5-3の関係町長の意見について簡単にご説明いたします。

先ほども紹介しましたが、本配慮書の関係町は、共和町、仁木町、古平町、余市町の4町になります。

まず、共和町長の意見ですが、具体的な配置計画は未定であるものの、共和町には風力発電機を設置しない想定となっていること、また、事業実施想定区域から2キロメートルの範囲に配慮すべき施設等が存在しないことから、特段の意見はないという回答をもらっております。

また、資料の順番が前後してしましますが、古平町長からも同様に、意見がない旨の回答をいただいております。

次に、1枚目の裏の2ページ目になりますが、仁木町長の意見についてです。

まず、1として、本事業について地域住民の理解が十分に得られるよう丁寧な説明と誠意ある対応に努めること、なお、方法書以降の図書の作成に当たっては、図画や図表の記載並びに平易な解説などを用い、地域住民にとって理解しやすい図書となるよう努めること、2として、本事業により発生する低周波音やシャドーフリッカーによる健康被害について、地域住民より不安の声が寄せられていることから、最新の知見を踏まえ、適切に調査、評価を行い、その結果を踏まえた措置を講ずることにより、地域住民の生活環境に対する影響を回避または十分に低減するよう努めること、3として、自然景観や眺望景観に与える影響を調査し、良好な景観を阻害することのないよう十分に検証すること、4として、動植物の生息環境や微生物を含む生態系に与える影響を調査し、特にバードストライクなどの重大な環境影響の有無についても十分に検証すること、5として、事業終了後の発電設備撤去及び処分の適切な実施のため、当該設備撤去後における跡地として、撤去のために整備する作業道などへの植林など、事業区域を原状に復するための方法等について調査、予測及び評価すること、最後に、6として、巨大な工作物が古平町、仁木町、余市町に連なる土砂災害警戒区域に近接する山中に建設されることになっていますが、近年、全国で土砂災害が頻発している中、住民より建設によって土砂災害の危険性が高まることから、土砂災害を招くことがないように十分に検証することという内容になっております。

最後に、余市町長の意見についてです。

仁木町と意見が似通っておりますが、1として、丁寧な説明と誠意ある対応に努めること、地域住民にとって理解しやすい図書となるよう努めること、2として騒音や風車の影について地域住民より不安の声が寄せられていること、3の眺望景観についてと4の動植物や生態系への影響については、仁木町長とほぼ同様の意見となっております。5は、余市町長のみからの意見でありまして、事業区域及びその周辺には複数の河川が存在しており、水道用水の水源となっている河川に影響を及ぼす可能性もあり、工事に伴う水環境への影響及び地形の改変により発生する可能性のある水の濁りや土砂災害を想定の上、十分に検証し、影響の回避に努めること、6は、仁木町長の5番目の意見と同様で、事業終了後における跡地の原状復旧についての調査、予測及び評価を求めています。

関係町長意見については以上になります。

続きまして、資料5-4の答申文(案)たたき台についてです。

先ほど説明のあった小樽・赤井川ウィンドファームと内容が重複する部分については簡単な説明とし、本件に特異な内容を中心に説明していきます。

まず、前書きですが、構成は従来と同じで、1段落目には事業の特性を、2段落目には地域の特性を記載しております。1段落目には、本事業は南北約30キロメートルの大きな区域となるため、関係町を紹介した後に「4町に及ぶ」という文言を加えて強調したところ です。

続いて、1の総括的事項についてです。

先ほども説明がありましたように、3事業の共通の内容として、従来の(1)となる事業計画のさらなる検討の前に新たな項目を設けております。文章については小樽・赤井川と共通なので、説明は割愛させていただきます。

(2)は、先ほど言った事業計画のさらなる検討を置いています。これはもともと(1)にあったもので、従来と同様の流れで記載しておりまして、今後の区域設定、事業規模、風車の配置などの検討に当たって、科学的根拠を求めております。

(3)は、区域の絞り込みの再検討についてですが、小樽・赤井川と同様に、区域の設定理由が不明瞭であるため、保安林を回避しなかった理由を記載することと、土砂流出等の防止にも配慮するよう求めております。

説明を一つ飛ばしてしまったのですが、本来、ここには累積的影響の記載が入ります。先ほど紹介したように、本事業も周辺のアセス事業があるのですが、対象事業と離隔距離があるため、本たたき台では累積的影響に触れていないことをご了承願います。

戻りまして、(4)は住民等との相互理解の促進についてですが、こちらは仁木町及び余市町からの意見の趣旨を反映しまして、住民が懸念している項目を具体的に挙げて説明しております。

(5)は、図書の公表について、縦覧期間中の閲覧のみではなく、印刷、ダウンロードを可能にするなど、利便性向上に努めるよう求めております。

続きまして、個別的事項についてです。

項目は、騒音及び風車の影、水質、動物、植物及び生態系、景観の五つとなります。

(1)の騒音及び風車の影については、従来の内容と同様の表現としておりまして、住居等との離隔距離を取るなどして、影響を回避または低減することとしております。

(2)の水質については、余市町の意見を反映しまして、ほぼ全域が保安林であるほか、複数の浄水場取水地点が区域周辺にあり、水道用水の水源への影響が懸念されるため、予測、評価の結果を踏まえ、濁水等の防止措置を講じることや水質への影響に特に配慮しなければならない区域を除外するなどして、影響を回避または十分に低減するよう求めております。

(3)は、動物についてです。

アでは、最初に重要種の生息情報を述べて、その種の生息情報に関する詳細な調査を行うこと、その上で、バードストライク、バットストライクなどの工事に伴う影響について、回避、低減することとしております。

イは、改変する可能性のある環境に生息する動物相を的確に把握し、重要な動物種の生息環境への影響を回避、低減することとしておりまして、アとイは、従来の風力発電事業と同様の書きぶりとなっております。

(4)は、植物及び生態系についてです。

アでは、先ほど挙げた特別保護地区の存在や保安林と自然度の高い植生が区域のほぼ全

域にあることに触れたほか、2次質問で代償措置について回答があったため、代償措置を優先的に検討することがないように強調しています。

イは、改変する可能性のある環境に生育する植物種を的確に把握し、重要な植物種の生育環境への影響を回避、低減することとしております。

ウは、生態系について、専門家等の助言を得ながら区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で、調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地または生育地の改変を避けることなどにより影響を回避、低減することとしており、イとウについては従来どおりの表現となっております。

最後に、(5)は景観についてです。

アは、主要な眺望点の選定について、関係機関等へのヒアリングの対象を広げるなどして、ほかに選定すべき眺望点がないかを改めて検討することと、歴史的、文化的な観点からも景観資源を選定した上で、適切に評価等を実施し、影響を回避、低減することを求めています。

イは、区域及びその周辺にはニセコ積丹小樽海岸国定公園が存在し、眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがあることや、先ほども言ったように、南北に長いことから場所によっては水平方向に広く視認される可能性があることに触れ、こうした影響について適切な方法により評価等を実施し、影響を回避または十分に低減することを求めています。

長くなりましたが、資料の説明については以上とさせていただきます。

答申文(案)について、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

○**露崎会長** それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問やご意見等をお願いいたします。

○**押田委員** 先ほど白木委員から瀬棚のところでご意見があり、後から議論することになっていた「哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類等」のところについてです。

ここでは、哺乳類や鳥類だけでなく、昆虫類など各分類群のという表現になっていますが、このほうがむしろいろいろな動物に対して優しくなっていてすっきりするのかなという気がしますし、こういうパターンで動物関係は統一されるといいのではないかなと思いました。ほかのものと合わせてということですが、いかがでしょうか。

○**事務局(石井課長補佐)** 事業によって答申文(案)にぶれがないよう気にしているつもりだったのですが、行き届いていなくて申し訳ございません。こういう共通のものは、なるべく適切な表現で統一を図ってまいります。

○**露崎会長** 瀬棚の方法書の答申文を改めるという意味でよろしいですか。

○**事務局(石井課長補佐)** その方向で検討いたします。

○**露崎会長** 専門家の件につきましては、三つとも同じですので、お願いします。

ほかにご質問やご意見等はございませんか。

○**澁谷委員** 答申文(案)に直接関係する事柄ではないのですが、本事業は、区域が南北に長くて細いので、割と痩せた尾根の上に風車を建てるようなイメージなのかなと思いま

す。そこで、今、図書の幾つかの町村の分水嶺になっているところを一生懸命見ていたのですが、大きい道路がどこにあるのかという図はあるものの、林道がどれぐらい入っているのかという図がうまく見つからないので、細かい路網の設置状況について、事務局でご存じでしたら教えていただきたいと思います。

○事務局（道場主任） 図書では、道道や市道くらいまでの道路の図は示してもらっているのですが、細かい林道までを示したものは提示されておらず、事務局でも詳しいところまでは把握していないという状況です。申し訳ございません。

○澁谷委員 予定されている設置基数はどれぐらいを想定されているのでしょうか。

○事務局（道場主任） 設置基数は、最大64基となっております。

○澁谷委員 そうすると、結構な数ということになりますし、場合によっては工事用の路網を相当入れなければいけない可能性も考えられますよね。例えば、図書の217ページなんかを見ると、予定地の下のほうに災害に関わる場所がたくさんあるような図が示されていますが、こういうところに路網が設置されるというのは、あまりよろしくないといえますか、避けるべきことなのかなと思います。

私は、今、図書を一生懸命見ていて、答申文（案）の説明をほとんど聞いていなかったのですが、そちらには工事用の路網に関する指摘事項はありましたか。

○事務局（道場主任） 道路について具体的に言及しているところは確かにないですね。

○澁谷委員 私が事前にちゃんと勉強していなくて申し訳ないのですが、もし工事用の路網を非常に多く設置しなければいけないような計画でしたら、それに対する十分な配慮といえますか、できるだけ路網の数を少なくして、環境に対する影響、あるいは、災害の防止に関わる場所に対する影響をできるだけ避けるような配慮をしていただきたいと思います。ことをどこかの時点で伝えていただければと思います。

実は、先ほどの小樽の事業でも気になっていて、既存の路網がどれぐらいあるのかなと思って見ていたのですが、なかなかうまく見つけれなかったのですね。ここは、工事が想定される区域が非常に細長く、細かい河川が非常にいっぱい入っていて分水嶺になっていますので、路網の設置に関しては、やはり慎重に考えるべきだと思います。その伝え方やタイミングは事務局にお任せしますので、チャンスがあればぜひ伝えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（石井課長補佐） 今回は配慮書ということもあって、大まかな位置を決めるのが主目的ですので、事業者も恐らく細かい路網までを図書に出すことは考えていなかったのかなと思います。ただ、準備書の段階ではそれが出ないと困るわけで、その前段階として、方法書ではそういう影響も含めてきちんと調査をするように求めていくことになるかと思いますが、それ以前にそういう懸念があるということは早い段階で事業者にきちんと伝えてまいります。

○露崎会長 そのほかにご質問やご意見、確認等はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ないようですので、本日ご審議いただきました（仮称）古平・仁木・余市ウインドファーム事業計画段階環境配慮書の答申文（案）に関しましては、本答申文ではありませんが、瀬棚の答申文の動物相の文言を古平のほうに合わせる形で修正することにしたと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたしたいと思います。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

これより議事（6）に入ります。

本日が2回目の審議となり、答申を予定しております（仮称）夕張ウインドファーム事業計画段階環境配慮書についてです。まず、事務局から主な2次質問とその事業者回答の報告、答申文（案）たたき台等の説明をお願いいたします。

○事務局（菅原主任） 事務局の菅原でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

まずは、事業の概要につきまして、ごく簡単に振り返ってまいります。

図書の4ページと5ページをご覧ください。

5ページでは、事業実施想定区域が地図上に表されておまして、夕張市と栗山町が区域に含まれております。

左の4ページを見ていただきまして、発電所の最大出力は8万4,000キロワットで、単機出力4,200キロワットから6,100キロワット程度の風力発電機を最大20基設置する計画であるとのこととです。

次に、少し飛びまして、109ページと、そこから1枚めくっていただきまして、110ページを併せてご覧ください。

本事業をはじめ、今回の関西電力による各事業において大きな論点となりました重要な自然環境のまとまりの場の状況ですが、ほぼ全域が保安林区域となっているほか、大部分が植生自然度9の区域となっております。また、一部が清水の沢鳥獣保護区と重複しており、巨樹、巨木林が区域内にあることが分かります。

振り返りは以上といたしまして、関係資料の説明に入らせていただきます。

関係資料は、資料6-1から資料6-4まででございます。

まずは、資料6-1の本事業に係る2次質問とその事業者回答についてです。

主な質問についてですが、本事業でも、これまでの2事業でご説明したものと同様の趣旨の質問をしておりまして、ほぼ同様の趣旨の回答が得られております。

具体的には、例えば、1ページ目の質問番号1-2の図書の公表についての質問、2ページ目の質問番号2-2の区域の選定に係る質問、3ページ目の一番下の追加3-23の文献に関する質問、少し飛びまして、7ページ目の質問番号4-7の専門家ヒアリングに

関する質問、また1枚めくっていただきまして、8ページ目の質問番号4-13の鳥獣保護区の除外に関する質問、1ページ進みまして、9ページの質問番号4-16と質問番号4-17の植生自然度が高い区域に関する質問、最後に、10ページの質問番号4-19の保安林区域に関する質問であります。

また、資料6-2については、資料6-1の補足資料となりますが、今回の説明には用いませぬので、各自ご参照いただければと思います。

次に、資料6-3の関係市町長の意見についてご紹介いたします。

夕張市長からは、市民の不安に対して丁寧かつ誠実な説明を行い、理解を得ること、動植物の生息環境の変化に伴う影響を回避、低減すること、騒音、振動などによる住民の健康被害を回避、低減すること、今後の調査等において生じる質疑、疑義について、適切に対応することという意見がございました。

また、1枚めくっていただきまして、栗山町長からは、騒音の影響を回避、低減すること、住民からの相談に誠意を持って対策と対応を行うこと、日照問題への懸念、動物、植物、生態系への影響を回避、低減すること、景観について、フォトモンタージュ等を作成しながら調査等を行い、影響を極力抑えること、景観条例や国のガイドラインの遵守、土砂災害等へ配慮すること、地域住民等への説明、周知を十分に行い、事業計画の理解を得ること、事業内容や環境に与える影響、工事計画など、具体的な詳細を適切に記載すること、必要な項目を選定するとともに、必要に応じて法に記載のない事項についても考慮することという意見がありました。

それでは、資料6-4の答申文(案)たたき台の説明に入らせていただきます。

本たたき台の大きな特徴につきましては、これまでご説明しました関西電力による2件の風力発電事業のたたき台と同様の考え方で作成しており、基本的には繰り返しの説明となりますので、端々を省略しながらご説明させていただきますことをご了承ください。

まず、前書きについては、従来と同様に、1段落目には事業の特性を、2段落目には地域の特性をまとめておりまして、3段落目でそれらを踏まえて的確に対応することを求めています。

次に、総括的事項についてです。

(1)につきましては、他の2事業と同様に、今回、特別に付した項目でありまして、配慮書の目的や、事業の熟度を高めたとしても影響の回避が困難となるのではないかという懸念を述べた上で、区域及びその周辺の現況や各環境要素の重要性について、改めて認識し直し、必要に応じて計画の見直しを行うことを求めています。

(2)については、従来、(1)で付していた意見でありまして、全体的な留意事項として、最新の知見の収集や、先ほど会長からご指摘のありました専門家の質の保証を含め、助言を得るなどしながら調査、予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させることを記載しております。

(3)は、区域設定に係る意見でございまして、意見の項目としては、ほかの2事業と

同様に、区域設定の際の確認事項の選定理由及びその理由に沿った検討過程の説明がされていないことを指摘しております。また、保安林が事業実施想定区域のほぼ全域を占めており、当該保安林を回避しなかった理由などについても記載することとしています。これは、以前、同様に保安林が事業区域のほぼ全域を占めておりました（仮称）小樽余市風力発電事業の際にも同様の意見を付しておりました、それに倣った形となっております。

次に、めくっていただきまして、（４）の住民等への積極的な情報提供に関する意見においては、従来どおり、積極的な情報提供や丁寧な説明を求めています。ただ、他の２事業とは異なる部分として、この事業に関しては、現時点で影響を懸念した住民の動きがまだみられていないため、書きぶり自体は通常どおりとなっております。

（５）のインターネットを使った利便性の向上に関する意見については、従来どおりとなっております。なお、今回は周辺に他事業が存在していないため、累積的影響については言及しておりません。

次に、２の個別的事項に入っていきます。

まず、（１）の騒音及び風車の影についてですが、こちらも従来と同様に、区域周辺に住居が存在していることから、影響を回避または十分に低減するよう述べております。

（２）は、動物についてでありまして、意見の形式としては従来と同様になっています。

まず、アですが、センシティブティマップの注意喚起レベルは、区域内がCで区域周辺がBとなっており、ほかの事業と比べても注意喚起レベルが高くないことから、センシティブティマップを出して直接言及することはしておりません。一方で、区域内がCランクとなったのは、クマタカの生息情報によるものですので、クマタカの生息情報があるという言及の仕方をしております。それ以降は、従来と同様に、バードストライクやバットストライクの影響について、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、影響の回避、低減に努めるよう求めています。

イは、従来どおりで、動物相について、専門家等から助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について影響を回避、低減するよう求めています。

（３）は、植物及び生態系についてです。

アでは、従来どおり、区域内には、植生自然度の高いエゾイタヤシナノキ群落や保安林、鳥獣保護区、巨樹、巨木林といった重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより影響の回避または低減を求めているほか、ほかの２事業と同様に、ほぼ全域が保安林で自然度の高い植生が区域の大部分を占めていることを改めて言及するとともに、他事業のQ&Aの説明でもあったように、代償措置を優先的に検討することがないようにすることを追加で述べております。

イの植物相、ウの生態系については、従来どおりとなっております。

最後に、めくっていただいて、（４）の景観についてです。

現時点で選定されている眺望点からは、垂直見込み角が最大で3.5度となっております、

個別の眺望点に対して言及するほどではないという状況であるため、そちらについては言及せず、他の2事業と同様に、ヒアリング対象を広げることなどを求める意見としております。

資料の説明については以上となります。

他の2事業と重複する部分が多いため、一部を省略しながらのご説明となったほか、他の2事業でいただいたご指摘を反映すべきところもあり、分かりづらい部分があったかと存じますが、ご審議のほどをどうぞよろしくお願いいたします。

○露崎会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様から、ご質問やご意見、ご確認等がありましたら、よろしくお願いいたします。

○押田委員 この事業は、たしか前回の会議のときに、図書の204ページなどでナキウサギの生息環境が草原になっている資料が出てきていたと思います。その後、私は、この図書をじっくり見る時間がなかなかなく、つい数日前に見ていたのですが、例えば、図書の107ページの生態系の概要では、何となくフローチャートでそれらしい図が書いてあるのですが、雑食性、草地性、森林性などについては、動物の食べ物によるものと棲んでいる位置によるものがぐちゃぐちゃでばらばらになっています。

また、リスなんかも、雑食性小型哺乳類と書かれていますが、僕らなんかは、どちらかというところ、植物がほとんどなので、植食性小型哺乳類としてしまうわけです。

それから、高次消費者というところにあるホンドテンも、確かにいるのですが、本来は外来種なので、こういうものを書いておいてもいいのしょうけれども、事実としてここに書く必要があるかどうかというのは、私には分からないところなのですよね。

ですから、正直に言うと、動物相全体に対する捉え方や認識が非常に荒いなというのが前回の会議のときからの印象なのです。この答申文に何かを盛り込むのは難しいかもしれませんが、もう少しよく勉強して書いていただきたいというのが私の本音なので、方法書ではそこを注意しながら見ていきたいなと思っております。

○事務局（菅原主任） 今、意見に盛り込むことは難しいかもとおっしゃっていましたが、今後、事務局でも検討しなければいけないと思っていまして、先ほど記載の中身を統一するという話があった個別的事項の（2）の動物のイは、要約すると、結局、動物相についてちゃんと把握しなさいよということを言っていますので、そこを少し強めに言うぐらいのことはできるかもしれません。どういう言い方があるかというのは、事務局で改めて検討させていただくという形になると思います。

○押田委員 例えば、動物相について把握すると言っても、動物があそこにいるかいないかという分布を把握するのか、それとも、動物が生態系の中でどんなことをやっているかという生態学的な特徴を把握するのかなど、いろいろな広い見方ができると思うので、例えば、そんな文言を幾つか書くという手もあるかもしれません。あまり面倒くさくなると大変ですし、時間がないのでこれ以上は申し上げませんが、ご検討をいただけたらうれしいなと思います。

○露崎会長 そのほかにございませんか。

○白木委員 今、押田委員のおっしゃったフローチャートですが、例えば、大型猛禽類という高次捕食者の欄にあるオジロワシとオオワシは、森林性の小型鳥類や小型哺乳類であるネズミなどが食べ物になっているのですが、それは誤りですので、今、押田委員が言ったように、正しい情報を把握して検討し直すというのは非常に重要だと思います。

また、私から確認したいこととして、事務局というより、植物を専門とされている方に伺いたいのですが、植生自然度の高い場所について、例えば、質問番号4-16の植物の238の事業者からの回答として、これはほかの回答にもあったと思うのですが、「自然度9に該当する群落の中でも胸高直径が大きい樹木が生育する林分や重要種の包含数が多い林分を『特に影響を回避すべき場所』として評価し、そういった場所は回避するなどの対策を検討します。」とあります。逆に言うと、そうではない場所というのは、特に影響を回避すべき場所ではなくなってしまうということかなと思うのですが、森林の評価をする場合には、自然度9に該当する群落の中でも胸高直径が大きい樹木が生育する林分や重要種の包含数が多い林分を回避すればいいという評価でよろしいのですか。それで正しい評価と言えるのですかね。胸高直径が大きい樹木が生育する林分や重要種の包含数が多い林分は、特に重要だという評価でよいですか。

○事務局（石井課長補佐） 事務局としては、植生自然度9の中で重みづけがあるという認識は持っておりません。

○白木委員 専門家の先生はいかがでしょうか。

○露崎会長 基準を設ければできるのだろうけれども、そういう基準は考えたことがないですね。言い方は悪いですが、自然度9の中でもここは9.1でここは9.9みたいなことをやろうとしているわけけれども、そのときの基準は何なのさという話になりますし、そんなことを考えてつくった人はいないと思うので、こういうところは自然度9の中でも残すべきで、こちらは残さなくていいというロジックは成り立たないと思います。

○澁谷委員 私は、今、露崎会長がお答えになったことでいいと思うのですが、基本的には、例えば、大きい木が多いところは、結構高齢でいろんな影響を受けやすい可能性があって、そういうところは特に避けなければいけないとは言えると思うのですが、そうでないところは何をしてもいいのかというと、それは成り立たないですし、どこを避けるべきか、避けないべきかという議論は、あまり適切ではないと思います。

森林の場合は、やはり、今、森林として成り立っているところの連続性を維持し、特に人為的なギャップはなるべくつくらないというのが基本だと思いますから、今、事務局がお答えになったような考え方が当たり前かなと思います。

○露崎会長 全員がおおむね一致ということですね。

ほかにご質問やご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○露崎会長 ほかにご意見やご質問等がないようですので、この答申文に関しましては、

1点、栄養段階の話について、事務局は（2）の動物のイにそのことを書けないかと言っていました。私は、実は、（3）の植物及び生態系のウに書いたほうがいいのではないかと考えています。いずれにいたしましても、その部分について、信頼性の低い栄養段階の図をつくるのではなく、ちゃんと確認をした上でつくってほしい旨のコメントを付け足すということが一つありました。それ以外には特にありませんでしたので、その部分を修正したいと思います。委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 それでは、そのようにいたします。

また、そのほか、最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○露崎会長 では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

これをもちまして本日の議事は終了です。

事務局から連絡事項があるとのことですが、その前に委員の皆様から何かございませんか。

○白木委員 お時間のないところ、また、別の審議会の話で大変申し訳ありません。こちらの委員の皆様方はあまりご存じのないことだと思いますので、後で事務局から詳しく説明をしていただければと思うのですが、現在、北海道環境審議会では、地球温暖化防止対策条例の見直しという作業をやっておりまして、例えば、北海道の中であれば、各市町村が再生エネルギーの促進区を設定できることになっています。

それは、再生エネルギーを進めていくための区域を設定していくという作業なのですが、例えば、配慮書基準がないといった特典もあるので、その中で、環境に対する配慮が必要な場所として、ここは除外しなければならない、ここは配慮が必要だということについて、北海道がその環境配慮基準をつくっていく作業が必要になっております。

この内容に関しては、環境審議会のみならず、環境影響評価のご専門の皆様方のお知恵をお借りしたほうがより良いものができるのではないかとということで、環境審議会の事務局の方々にこちらの審議会の委員の先生方のご意見を聞いていただけるようお願いをいたしました。その結果、前回の環境審議会において、こちらの環境影響評価審議会にもご意見を伺うという回答をいただきましたので、その件について、現在どういう状況であるかを事務局の方にお話しいただければと思います。

○事務局（石井課長補佐） 時間も過ぎておりますので、ごく簡単にかいつまんでお話をいたします。

今のお話は、地球温暖化対策推進法による促進区域に係る環境配慮基準ということになります。地球温暖化対策推進法が改正され、本年4月に施行されておりますが、その中で、地域の再生エネルギー事業の導入拡大を図る促進区域を市町村が設定できることとなり、その区域の中では、法アセスの配慮書手続が省略されるという特例も認められているとこ

ろです。

また、市町村が促進区域を設定するに当たって、国が環境保全に関する基準を示しておりますが、都道府県でもこの基準を市町村に対して示せることになっておりますので、その環境配慮基準について、今、環境審議会で審議をしているということです。

法アセスの配慮書手続が省略可能ということもあり、こちらの環境影響評価審議会の意見も聞いたほうがいいのではないかとということになったと聞いておりますが、当審議会に対する正式な要請はまだ来ておりませんので、本日、詳しい説明はいたしません。環境審議会から正式に要請が来た段階で、速やかに会長とも相談の上、検討の方法やスケジュールなどについて対応方針を委員の皆様にお知らせいたします。

○白木委員 かなりタイトなスケジュールで進めなければならないような状況だったと思うのですが、その要請はいつ頃になるのか、もしお分かりになれば教えていただけますか。

○事務局（石井課長補佐） 今まさに準備をしているところで、近日中に来ると伺っております。

○露崎会長 繰り返しになりますが、まずは、所管している環境審議会から当審議会に正式な依頼があるはずで、その後には予定が決まるということで、ご承知おきください。

最後に、事務局から連絡事項があるとのことですので、よろしく申し上げます。

○事務局（石井課長補佐） 本日は、6件の議事について、長時間にわたってご審議をいただき、ありがとうございました。

また、奈良委員におかれましては、接続確認の前に審議を開始してしまい、大変申し訳ございませんでした。

次回の令和4年度第6回北海道環境影響評価審議会は、9月30日金曜日の午後の開催を予定しております。詳細が決まりましたらご連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

4. 閉 会

○露崎会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

お疲れさまでした。

以 上